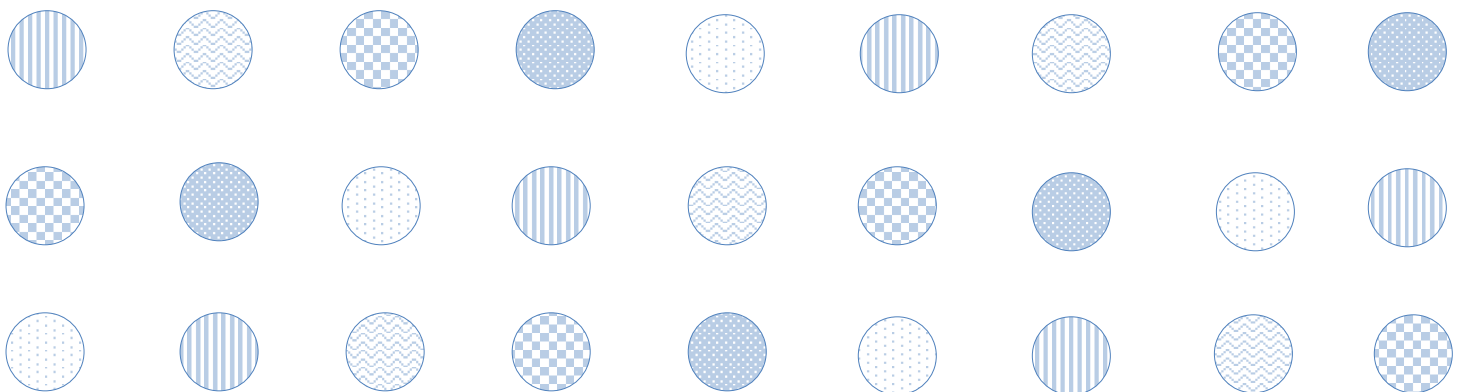


仙台市 協働まちづくり推進プラン 2021

(最終案)

令和3年2月



目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の期間・本市計画との関係 | 1 |
| 3 | 持続可能な開発目標(SDGs)との関係 | 2 |
| 4 | 目指すべき協働の姿 | 2 |
| 5 | 協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な施策 | 3 |

第2章 新計画策定にあたっての現状分析

- | | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 協働まちづくりをめぐる現状と課題 | 4 |
| 2 | 「仙台市協働まちづくり推進プラン 2016」による取り組み成果と課題 | 12 |

第3章 基本施策に関する事業

- | | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 「仙台市協働まちづくり推進プラン 2021」の取り組みの方向性 | 17 |
| 2 | 事業一覧 | 18 |
| 3 | 個別事業 | 21 |

第4章 計画の進行管理

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 本市の推進体制 | 53 |
| 2 | 本計画の進行管理 | 53 |

第1章 計画の基本的な考え方

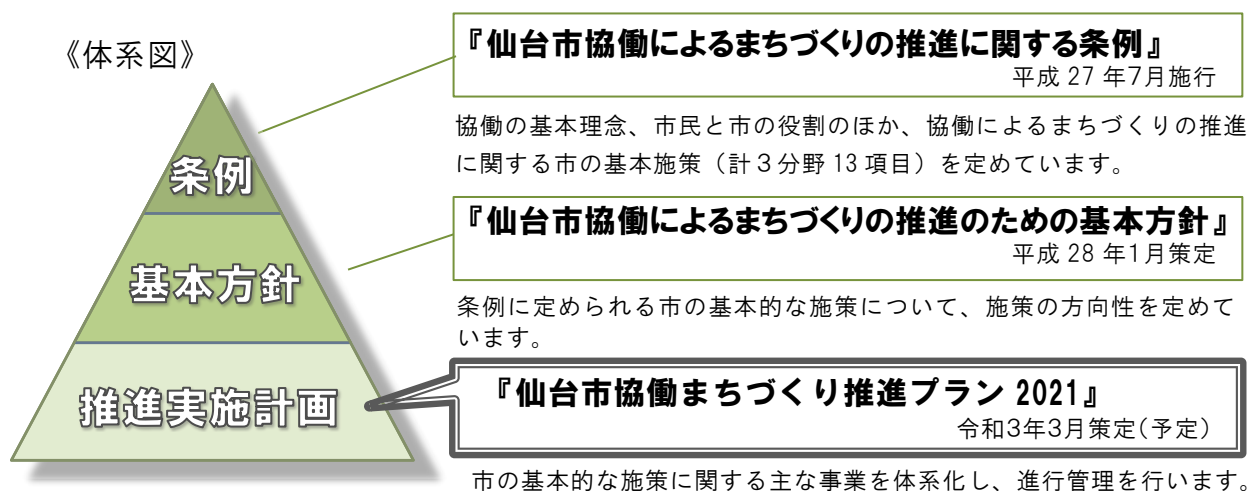
1 計画策定の趣旨

人口減少や少子・高齢化が進み、地域課題の複雑さが増す中で、都市の活力や魅力を高め、持続可能な発展を支えるためには、多様な主体それぞれの取り組みに加え、協働によるまちづくりを推進していくことが必要です。

本市では、「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」を制定した平成11年に「市民協働元年」を宣言し、市民活動の促進に取り組んできました。協働の次なるステージへ進む一歩として、平成27年7月に「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、条例に基づく基本的な考え方などを定めた「仙台市協働によるまちづくりの推進のための基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成28年1月に策定しました。

また、「条例」「基本方針」に基づき定める推進実施計画として、協働によるまちづくりを推進するための主な事業を体系化した「仙台市協働まちづくり推進プラン2016」を平成28年8月に策定し、各部局の事業について年度ごとに進行管理を行ってきました。この計画期間が令和2年度で終了することから、これまでの施策の成果や課題、協働まちづくりをめぐる現状、社会情勢の変化等を踏まえ、新たな計画として「仙台市協働まちづくり推進プラン2021」を策定するものです。

「誰もが心豊かに暮らし続けることができる協働のまち・仙台」を目指して、本計画に基づき着実に施策を推進していきます。



2 計画の期間・本市計画との関係

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

令和3年3月策定（予定）の「仙台市基本計画」を上位計画とし、関連する諸計画との整合性を図っています。

3 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、平成27（2015）年の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、17のゴールとそれに伴う169の関連ターゲットを定めています。

本市は令和2年度に「SDGs未来都市」に選定され、「仙台市SDGs未来都市計画」のもと、各種取り組みを進めています。

SDGsのゴールの17番目が「パートナーシップで目標を達成しよう」であり、それに紐づくターゲットの一つとして「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する」（マルチステークホルダー・パートナーシップ）が掲げられています。取り組みに関わる各主体が適切なパートナーシップを結び協働することは、SDGsの他のゴール達成のための手段としても不可欠なものです。

また、これは本市が目指す「多様な主体による協働まちづくりの推進」とも方向性を一にするものです。

本市、地域団体、NPO、企業などそれぞれの主体が専門性や強みを発揮し、互いに連携して、単独ではなし得ない効果を生み出すことができるよう、協働によるまちづくりの推進を通して、SDGsのあらゆるゴールの達成への寄与を図ります。

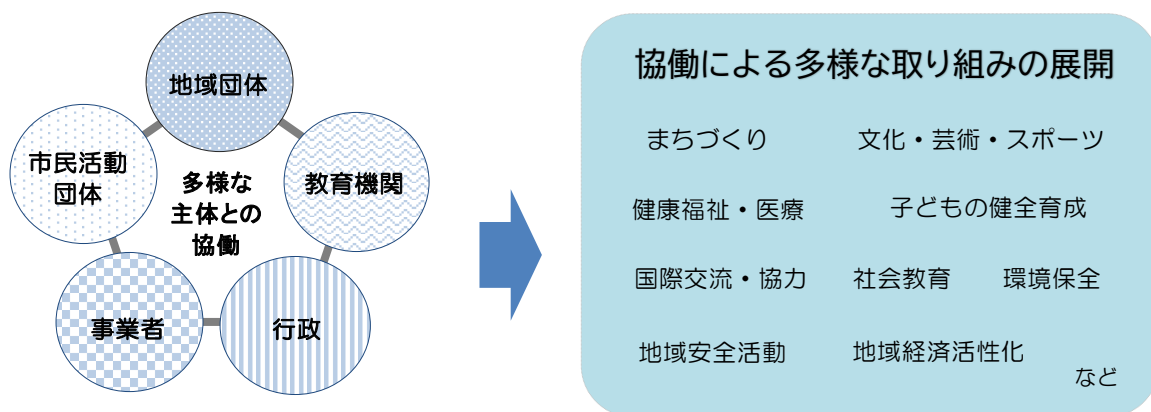


4 目指すべき協働の姿

協働とは、「多様な主体が、特定の課題の解決等のために、目的を共有して、互いに資源を持ち寄って、相乗効果をあげながら、協力して取り組むこと」であり、次のような認識のもとになされることが重要です。

- 共通の理解のもとに互いに協力し、支え合うこと
- それぞれの役割と責務を理解し、互いの違いを認め合い尊重すること
- 互いの自主性および主体性を尊重し、対等なパートナーとして連携すること
- 互いの情報を共有し、公平性および透明性を確保すること

<仙台市が目指すまちづくり>



5 協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な施策

条例で定め、基本方針においてその方向性を示している本市の基本的な施策（3分野 13項目）を推進するための主な事業（基本施策に関する事業）を取りまとめているのが本計画です。基本施策に関する事業の進行状況を確認し、総括的に管理することで、本市の協働による多様な取り組みの展開を促進します。

【協働によるまちづくりの推進に関する基本施策】（条例第7条）

分野1 市民活動の促進および市民協働の推進に関する事項

- (1) 市民活動の自立が促され、継続的な活動が行われるための環境の整備
- (2) 持続可能な事業的手法等による地域の課題の解決の促進
- (3) 市民からの提案に基づく協働事業の拡充
- (4) 協働の理解を広め、多様な主体間の協働を推進するための人材の育成

分野2 政策形成過程への市民の参画の推進に関する事項

- (1) 市政に関する情報の公開の推進
- (2) 政策の企画、立案等における市民の意見の提出の機会の確保
- (3) 政策または事業の方針、内容、評価等についての市民の意見の集約の機会の確保
- (4) 附属機関等の委員の選任における人材の多様化と公募の実施

分野3 多様な主体による活動の促進に関する事項

- (1) 次の世代のまちづくりの担い手となる若者の育成
- (2) 町内会等の地縁団体*¹その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進
- (3) 地域社会の一員である事業者*²による社会貢献活動の促進
- (4) 多様な主体の交流の促進
- (5) 多様な主体の活動等に関する情報の収集および発信の促進



基本施策に関する事業

P. 18 第3章 「2 事業一覧」参照

用語解説

*1 地縁団体：地方自治法第260条の2第1項に「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

本プランにおいては「町内会等の地縁団体その他地域で活動する団体」を「地域団体」としています。

*2 事業者：営利を目的とする企業のほか、非営利で事業を営む法人・団体（社会福祉法人などの公益法人等）など事業を行う主体を幅広く含めています。

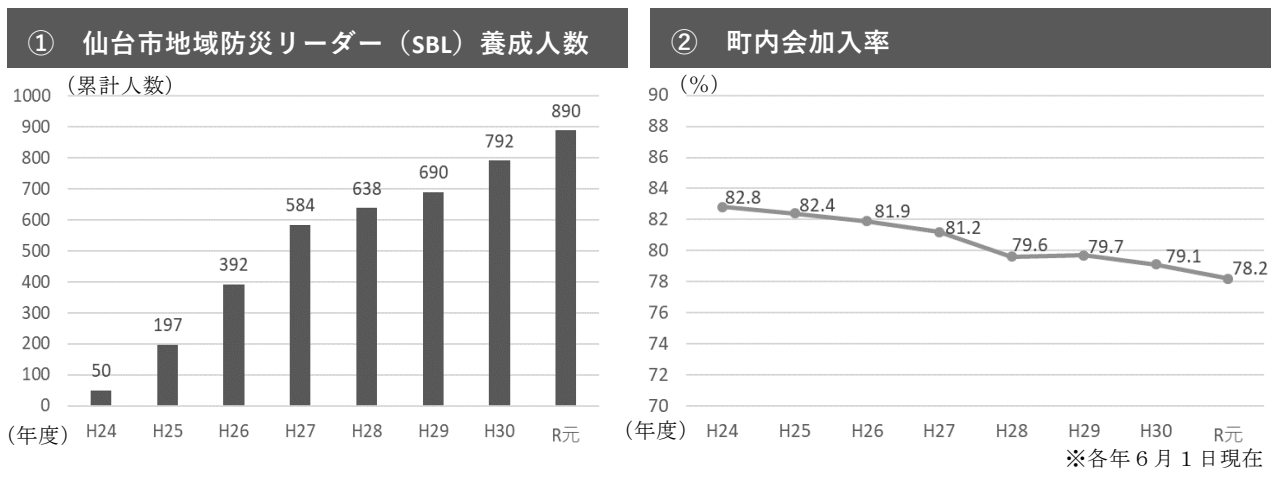
第2章 新計画策定にあたっての現状分析

1 協働まちづくりをめぐる現状と課題

(1) 東日本大震災復興期以降^{※1}の協働まちづくりの状況

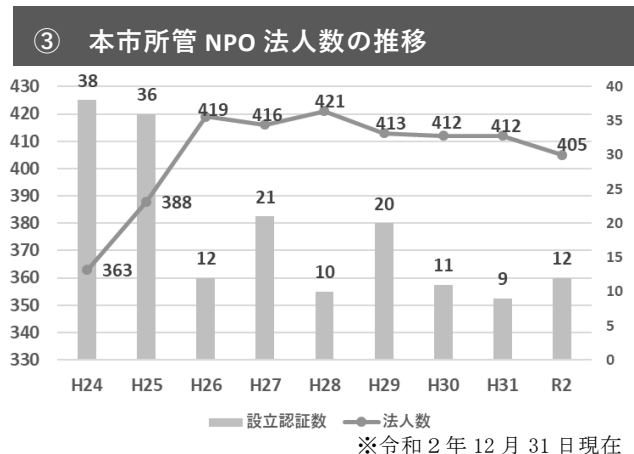
① 町内会・地域コミュニティ

- 震災復興の過程においては、町内会をはじめとする地域団体やボランティア・市民活動団体、学校等が協働してコミュニティ再生、高齢者や障害者の見守り、生活再建等、地域と被災者に寄り添った幅広く柔軟な活動を展開し、行政のみでは成しえない復興の担い手となりました。
- 震災以降、本市では地域防災リーダー（SBL）の養成に取り組み、人数は年々増加しています（図表①）。地域団体や学校とともに平常時から避難所運営マニュアル作成や防災訓練等を行っています。
- 復興公営住宅や防災集団移転団地において新たなコミュニティが形成され、地域団体や市民活動団体との協働により孤立化防止や活性化のための活動が行われるなど、多様な主体が協働してまちづくりに取り組む事例が多くみられるようになってきました。
- 地域コミュニティの中核を担う町内会の加入率は年々低下しており、平成28年度には8割を下回っています（図表②）。役員の高齢化や負担の集中、担い手の不足など組織運営上の課題となっています。



② 市民活動団体

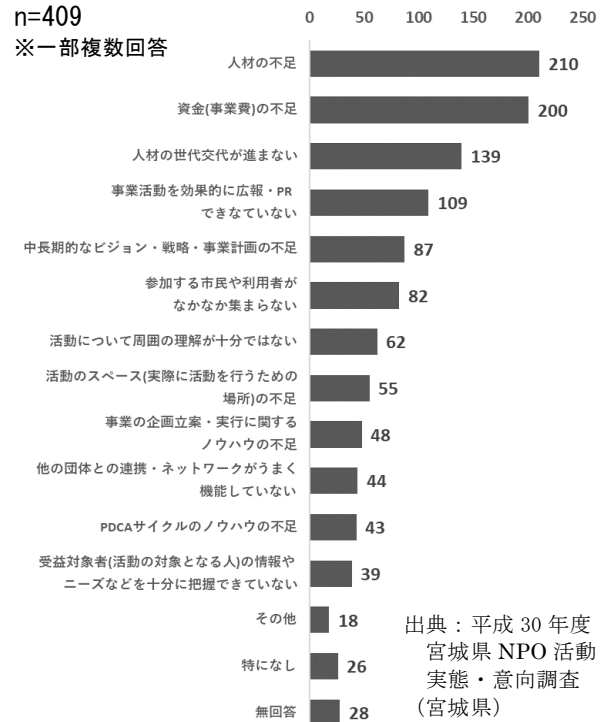
- NPO法人は、震災を契機に増加しましたが、平成25年度以降は横ばいからやや減少傾向にあります（図表③）。



※1 概ね「仙台市震災復興計画」の計画期間（H23～H27）以降これまでの期間（＝協働まちづくり推進プラン2016の計画期間）

④ 事業活動を促進させるために解決すべき課題

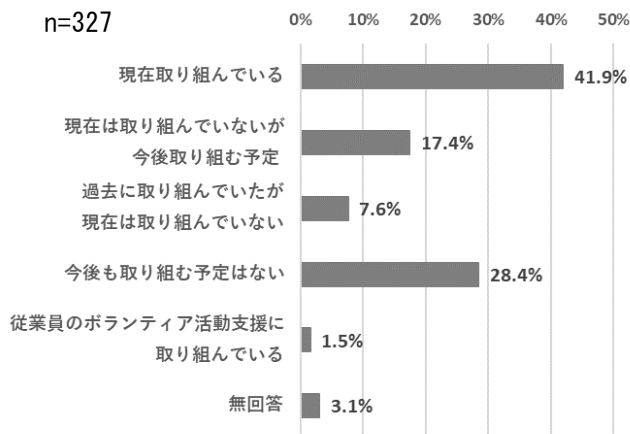
- 震災をきっかけに活動を開始し、復興・被災者支援に大きな役割を果たしたNPOの中には、役割を終え解散した団体もありますが、その経験を生かしさらに成熟し、地域社会において新たな役割を担っている団体も数多くあります。
- 様々な分野で活動を展開している市民活動団体は、市民生活やまちづくりにおいて重要な役割を果たしていますが、活動促進上の課題として、多くの団体が「人材不足」「資金不足」を挙げているほか、団体毎に様々な課題を抱えている状況です（図表④）。



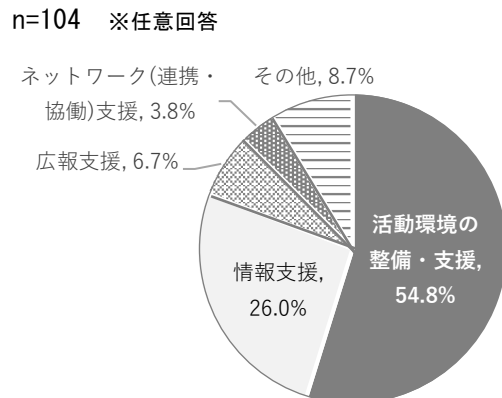
③ 企業

- 震災以降、地域における企業の社会貢献活動に対し社会の期待が高まっています。本市においても仙台「四方よし」大賞の創設や、防災関係の協定締結など、活動を促進する環境づくりを進めています。
- SDGs達成に向けた取り組みが急速に浸透する中、企業側の社会貢献意欲も高まっており、(福)仙台市社会福祉協議会が実施したアンケート結果によると、社会貢献やCSR活動に「取り組んでいる」または「今後取り組む予定」としている企業は約6割に上ります（図表⑤）。また、その取り組み促進のために必要なものとして、半数以上が「活動環境の整備・支援」を挙げています（図表⑥）。

⑤ 社会貢献・CSR活動の取り組み状況



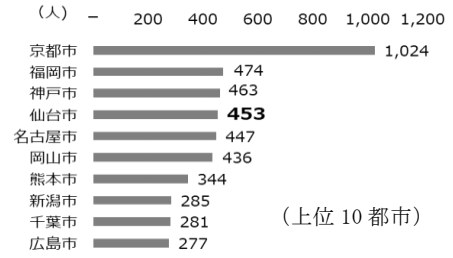
⑥ 社会貢献・CSR活動等の取り組み促進のために必要な支援や環境等



出典：仙台市内の企業における社会貢献・CSR活動に関するアンケート結果報告書（平成30年8月（福）仙台市社会福祉協議会）

④ 教育機関（大学等）

- 「学都仙台」と呼ばれる本市には、大学や短大等多くの高等教育機関が集積しており、人口に対する大学生（大学生及び大学院生の合計）の割合は、政令指定都市の中でも上位を占めています（図表⑦）。
- 東日本大震災後には多くの大学等が復興・被災者支援に積極的に取り組み、この経験をさらに発展させながら、学都仙台コンソーシアムの参加校・団体による「復興大学」の活動も通じて、様々な社会貢献活動や人材育成を継続しています。
- 区役所、市民センター、町内会や商店街と連携しての地域イベント共催や避難訓練等行事への参加、地域の見回りや行事の支援、子どもたちの学習支援ボランティアなど、大学と地域との協働により、地域の課題解決や活性化に取り組む事例が増えています。

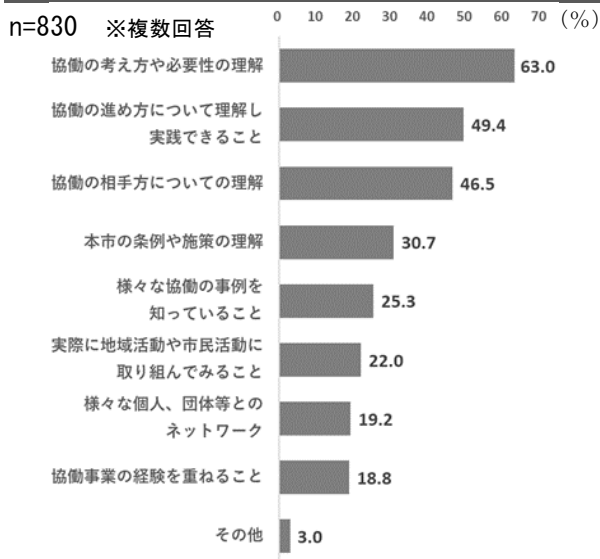


出典：文部科学省「学校基本調査」
(令和元年度)

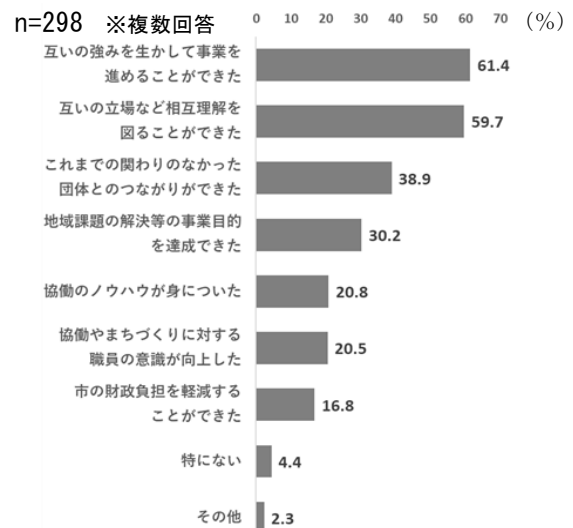
⑤ 行政（仙台市）

- 本市では、条例及び基本方針のもと、「仙台市協働まちづくり推進プラン 2016」に掲げる事業に取り組みました。（「プラン 2016」の取り組み成果と課題は、11 頁以降参照）。
- 震災以降、本市が進めてきた復興まちづくりや被災者支援においては、地域団体、市民活動団体をはじめとする多様な主体との協働が大きな原動力となりました。震災から10年を迎え、未来に向けたまちづくりを進めていくために、本市と多様な主体とのパートナーシップはさらに大切なものとなっています。
- 本市の職員を対象に協働の経験や協働に対する考えについて調査したアンケート結果によると、「多様な主体との協働を進めるにあたって市職員に必要だと思うこと」として、「協働の考え方や必要性の理解」が最も多く挙げられており、理解促進のための研修等の機会を充実する取り組みが必要となっています。（図表⑧）。協働経験のある職員に尋ねた「協働の成果」については、「互いの強みを生かして事業を進めることができた」「互いの立場など相互理解を図ることができた」がいずれも約6割に上るなど、多くが効果を実感しています（図表⑨）。

⑧ 多様な主体との協働を進めるにあたって市職員に必要だと思うこと



⑨ 協働の成果



※「協働」に関する仙台市職員アンケート（令和元年9月）

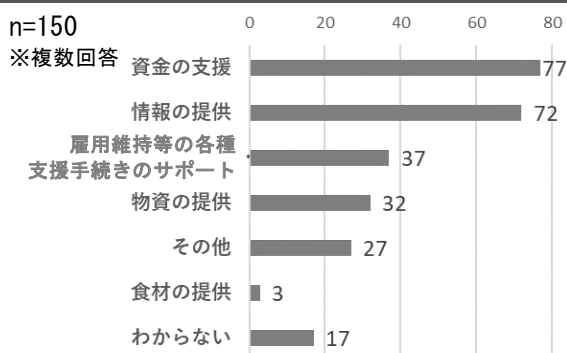
(2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響

令和元年に発生し、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、本市の市民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしています。こうした中で、地域団体や市民活動団体においては、外出自粛や交流の制限に伴い、活動の停止や縮小を余儀なくされたり、地域における日常的な繋がりや維持が困難になるなど、様々な影響を受けています。

また市民活動団体の中には、経済状況の悪化により、企業からの支援が途絶えたり、寄付金収入が減少したりする一方で、「新しい生活様式」に対応するための経費がかさむなど、経営面に大きな影響を受け、活動の継続や安定的な運営が難しくなっている状況も生じています（図表⑩）。

こうした影響への対応として、本市においては令和2年度に『新しい生活様式に基づく地域活動の手引き』による地域団体への情報提供や、NPO法人等活動支援金の交付等を行いました。今後も感染拡大の状況に応じ、団体等の状況を把握しながら、各種相談対応、支援に関する情報の提供など、継続的な取り組みが必要となっています。

⑩ 感染症拡大の影響を受け、特に必要とする支援策



出典：新型コロナウイルス感染拡大への対応及び支援に関する宮城県内NPO法人緊急アンケート集計結果（令和2年4月（特非）せんだい・みやぎNPOセンターほか）

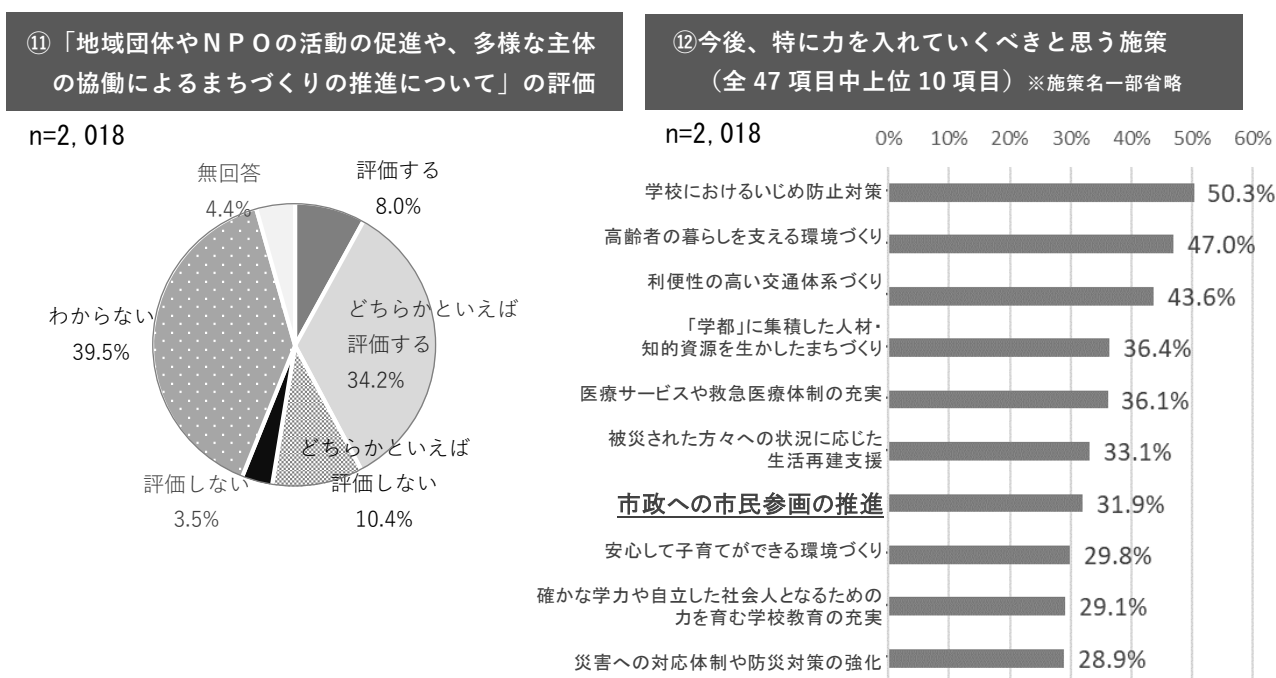
【協働まちづくりをめぐる現状から見えた課題】

- **町内会・地域コミュニティ**：新たな担い手の確保や育成支援、市民活動団体・教育機関・事業者等との連携促進など、多様な主体がともに地域づくりに取り組む仕組みづくりが必要です。
- **市民活動団体**：活動が安定的に継続して行われるよう、団体の情報発信支援や他団体との連携・交流の促進、多様な資金調達方法に関する情報提供など、団体が抱える課題に対応した各種支援が求められています。
- **企業**：社会的課題解決に積極的に取り組む企業の情報発信支援や、多様な主体間の連携促進などを通して、社会貢献活動を促進する取り組みが必要です。
- **教育機関（大学等）**：地域において大学等が果たす役割が一層期待される中、双方が連携するための情報・ノウハウや機会づくり等の支援が必要となっています。
- **行政（仙台市）**：引き続き、多様な主体とのパートナーシップのもと、協働によるまちづくりを推進していくことが必要です。また、市職員の協働に関する一層の理解促進を図り、さらなる実践につなげられるよう、職員の人材育成を継続的に行っていく必要があります。
- **新型コロナウイルス感染症への対応**：急激に変化する社会情勢に対応した活動の展開や、感染防止対策を行っての活動の工夫など、新たな発想や新たな協働による取り組みが必要となっています。

(3) 協働に関する市民の意識

① 施策目標に関する市民意識調査※²結果より（令和元年5月実施）

- 市民活動促進や多様な主体の協働まちづくりの推進についての市民の評価としては、「評価する」「どちらかといえば評価する」を合わせると42.2%となっています。（平成27年度の同様の趣旨の項目では「評価する+どちらかといえば評価する」は28.6%）一方、「わからない」との回答も約4割に上っています（図表⑪）。
- 「今後、特に力を入れていくべきと思う施策」という設問への回答としては、全47項目中の7位に「市政に関する情報の公開や市民からの意見・提案の募集、市民参加イベント等、市政への市民参画の推進」が挙げられています（図表⑫）。



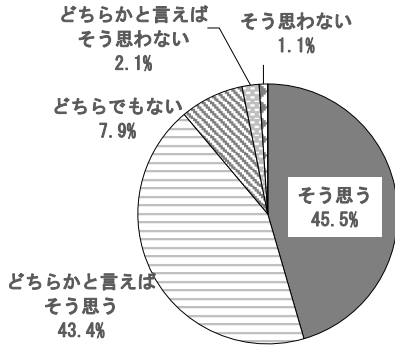
② 市政モニター※³「市民活動や協働によるまちづくりに関する意識調査」結果より（令和2年1月実施）

- 「仙台市のまちづくりにとって市民活動が重要だと思うか」の設問に対しては「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると、約9割が重要だと考えています（図表⑬）。
- 「仙台市のまちづくりにとって、地域団体（町内会等）、市民活動団体、学校、企業、行政等が連携・協力して取り組むことが重要だと思うか」という設問に対しては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると、9割が重要と考えているとの回答でした（図表⑭）。

※² 施策目標に関する市民意識調査：本市が重点的に取り組む施策の推進状況に関する市民の評価やニーズの変化を把握し施策推進に生かすため毎年実施しています。調査対象は本市に居住する満18歳以上の市民6,000人です。
 ※³ 市政モニター：18歳以上の市民の方200名を公募により市政モニターに委嘱。市政の課題等に関するアンケートを実施して市民の意見を伺い、施策の企画や行政運営上の基礎資料として活用しています。

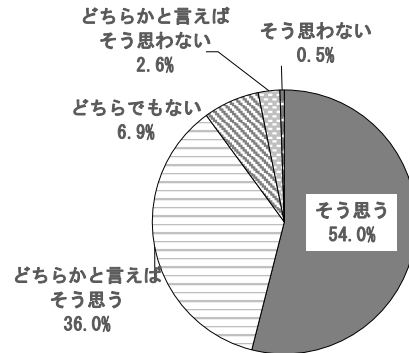
⑬ 市民活動の重要性についての認識

n=189



⑭ 協働まちづくりの重要性についての認識

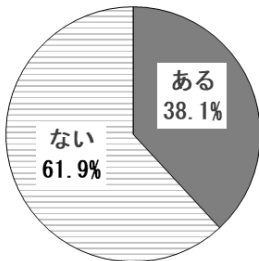
n=189



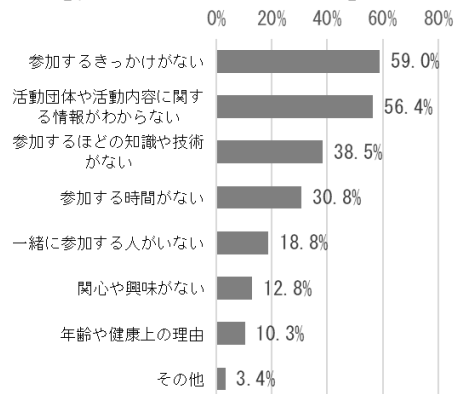
- 市民活動への参加経験については「ある」が約4割程度にとどまっています（図表⑮）。参加したことの無い理由としては「参加するきっかけがない」「活動団体や活動内容に関する情報がわからない」が5割を超えています。
- 「市民活動を進めるにあたっての課題」として「市民活動に関する情報が十分でないこと」が約6割（図表⑯）、「必要だと思う支援」も「活動に必要な情報の提供」が約7割（図表⑰）と、市民活動を進めるにあたっては「情報が必要」との声が多い結果となりました。

⑮ 市民活動への参加経験

n=189

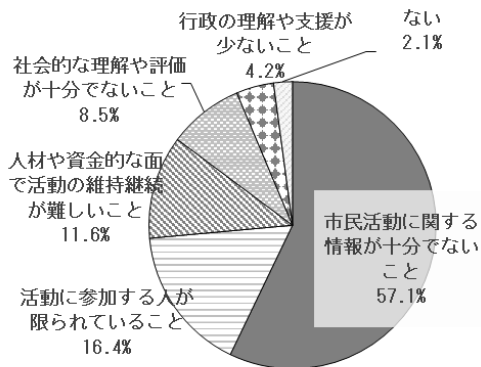


【参加したことがない理由】



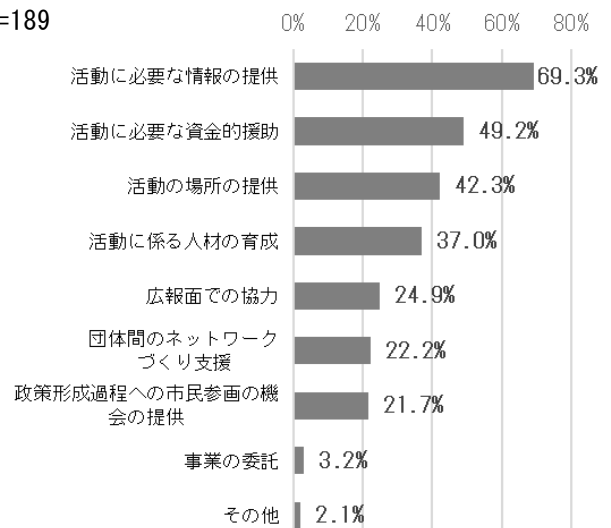
⑯ 市民活動を進めるにあたっての課題

n=189



⑰ 市民活動を進めるにあたって必要だと思う支援

n=189

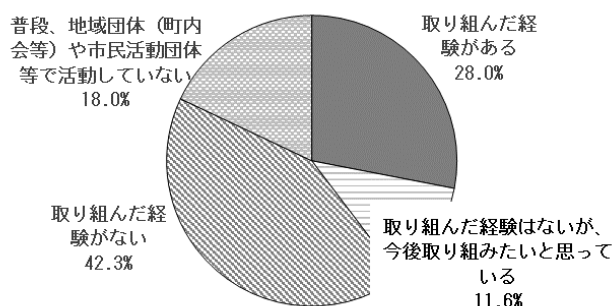


○「協働まちづくりに取り組んだ経験がある」は28%（図表⑱）、協働まちづくりの取り組み事例については「よくわからない」との回答が6割を超えています（図表㉑）。

○地域課題解決のための協働まちづくりに必要なこととして、「地域の課題に関する情報の提供」「地域の課題について意見交換ができる機会づくり」などの回答が多く見られました（図表㉒）。団体同士が連携・協力を進めていくうえで課題と感ずることとしては、「連携・協力の仕方がわからない」「資金がない」「様々な団体と交流や課題を共有する機会がない」などが挙げられています（図表㉓）。

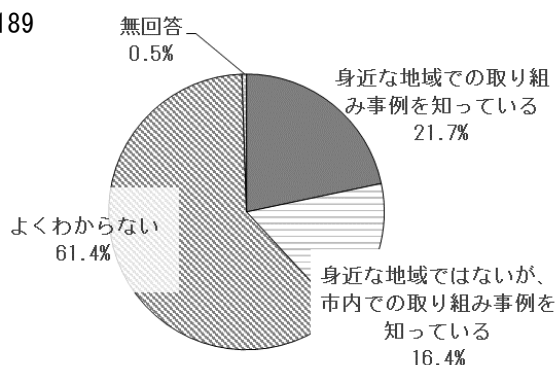
⑱ 協働まちづくりの取り組み経験

n=189



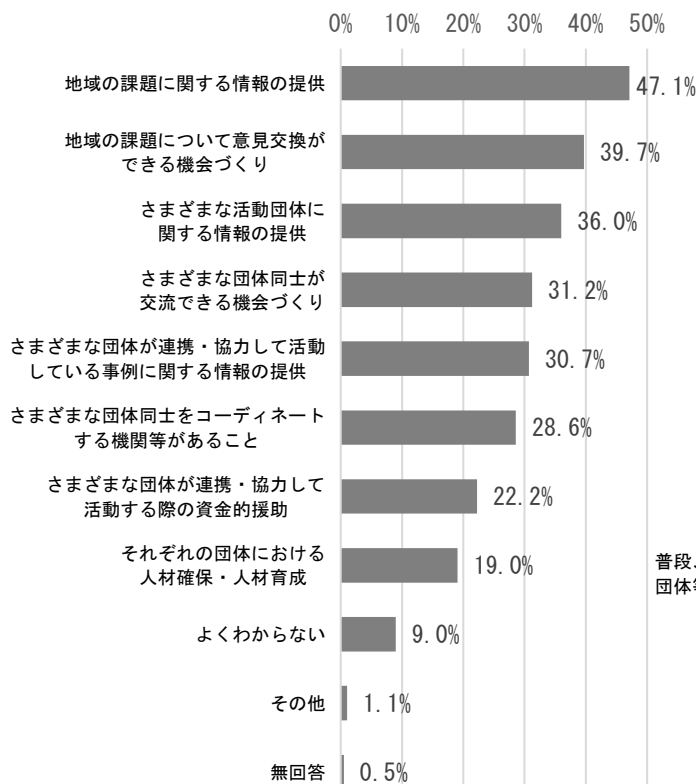
㉑ 協働まちづくりの取り組み事例の認知

n=189



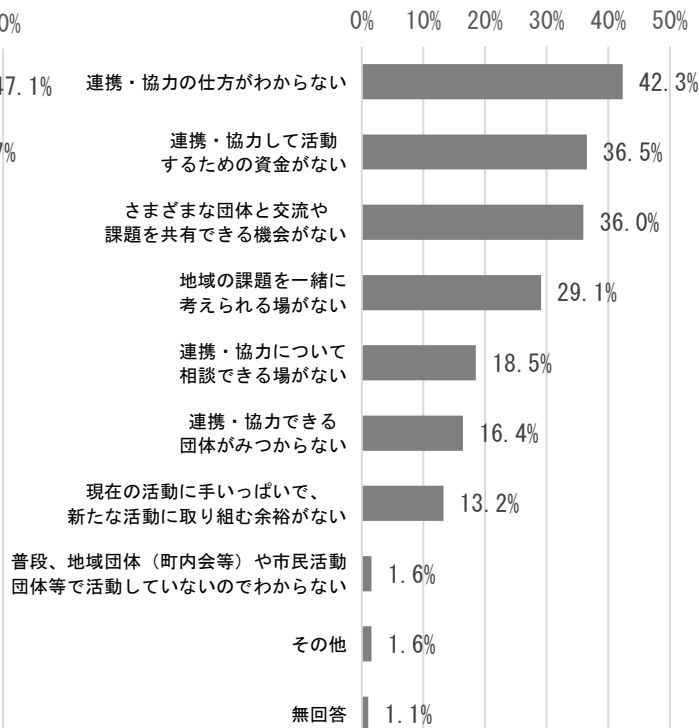
㉒ 「地域課題解決のため、様々な団体が連携・協力して活動していくために必要なこと」

n=189



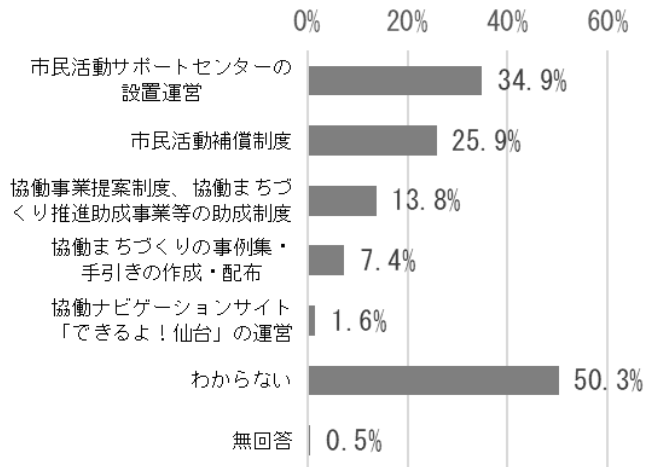
㉓ 「団体同士が連携・協力を進めていくうえで課題と感ずること」

n=189



② 仙台市が行っている協働まちづくりに関する事業の認知度

n=189



○いずれの事業も認知度は高いとはいえない状況であり、「わからない」が5割を占めています（図表②）。

【市民意識調査の結果から見えた課題】

- 市民活動や協働まちづくりの重要性についての市民の認識は非常に高いものの、実際に取り組んだ経験のある市民は多いとは言えません。また本市の進める事業の認知度が低く、施策の評価についても「わからない」との回答が多いこと、市民活動や協働まちづくりを進めるために必要とされていることが「情報の提供」であることなどを踏まえると、より多くの市民の関心を高め、市民活動への参加を促進するため、また協働の理解を深めその取り組みを進めるために、効果的に情報提供・情報発信を行っていくことが必要です。
- 「市政への市民参画の推進」は今後特に力を入れていくべきと思う施策の上位に挙がっており、市政情報の公開や市民からの意見聴取の機会の確保についても推進していくことが必要です。

2 「仙台市協働まちづくり推進プラン 2016」による取り組み成果と課題

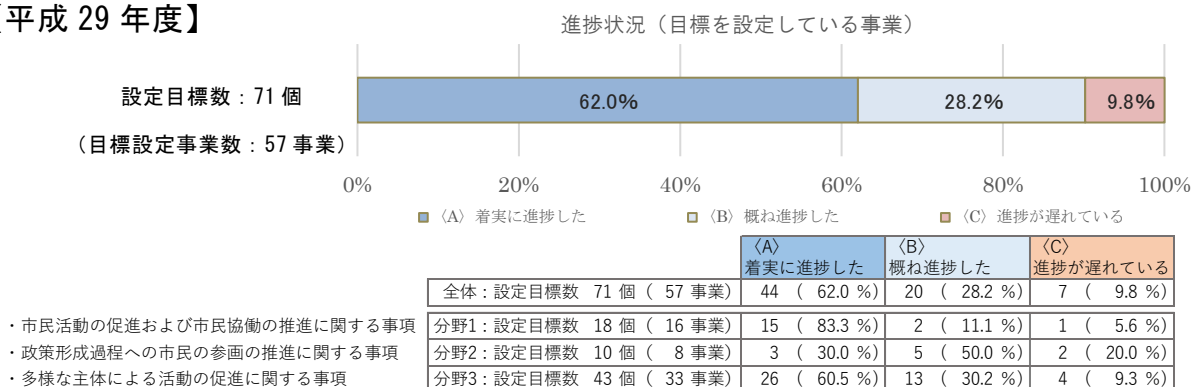
「仙台市協働まちづくり推進プラン 2016（平成 28 年 8 月策定）」では、3 分野 13 項目の基本的な施策を推進するための主な事業として、第 1 期計画（平成 28～30 年度）では 76 事業、第 2 期計画（令和元～2 年度）では 87 事業（再掲を含む）に取り組みました。

（1）掲載事業の進捗状況の推移

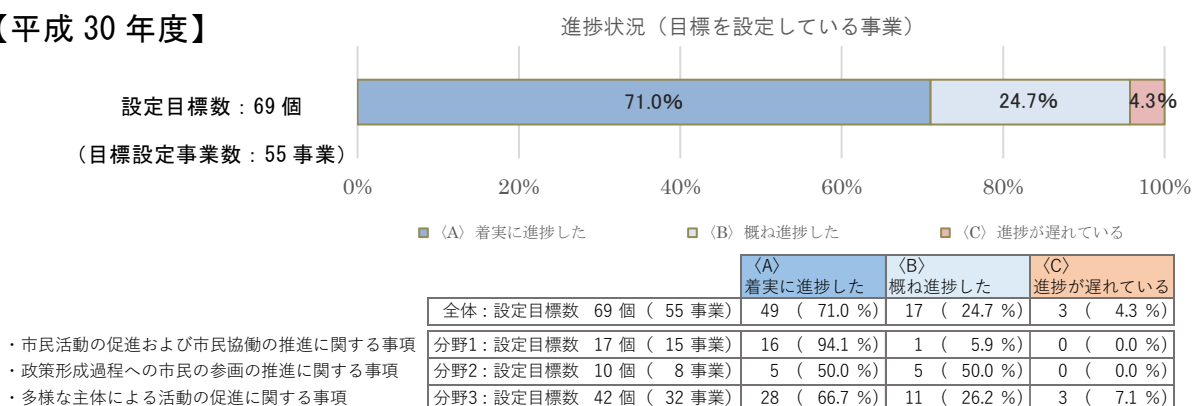
掲載事業については、毎年度、担当部局が進捗状況の点検を行い、平成 29 年度からは目標を定めた事業について、A・B・C の 3 段階で評価を行いました。

平成 29 年度から令和元年度の推移としては、「A（着実に進捗した）」の割合が増加する一方で「C（進捗が遅れている）」が 0 となり、着実に取り組みを進めることができました。

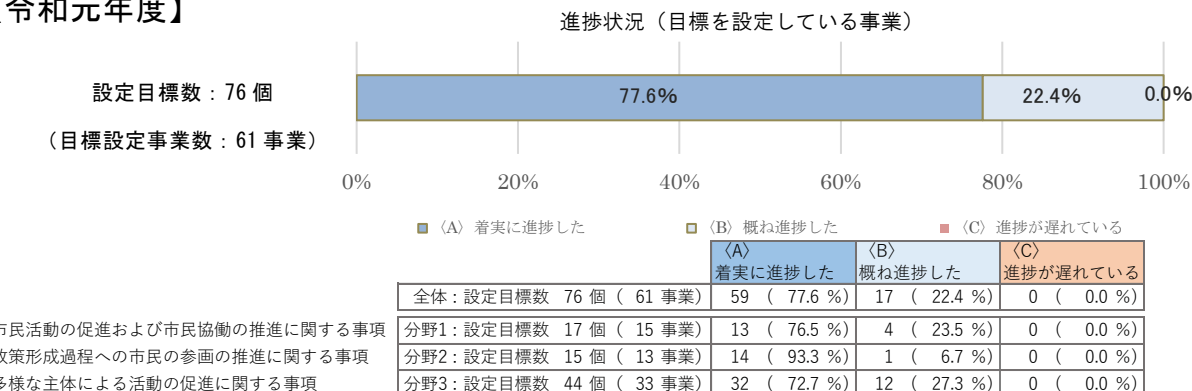
【平成 29 年度】



【平成 30 年度】



【令和元年度】



※令和 2 年度の進捗状況については、令和 3 年度に点検・評価を行うため、本プランへは掲載しておりませんが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業の中止や実施方法の変更が生じたことなどにより、事業進捗にも影響が出ています。

(2) 分野ごとの取り組み状況及び成果と課題

※年度ごとのデータについて、既に確定しているものは令和2年度実績値を掲載しています。

分野1 市民活動の促進および市民協働の推進に関する事項

【計画期間内に実施した主な取り組み】

①区役所のまちづくり拠点機能強化

各区・総合支所にふるさと支援担当職員を配置(H29～)し、特定地域の困難課題に市民協働で取り組む「ふるさと底力向上プロジェクト」をはじめ、各区の地域特性に応じた事業に取り組みました。また、各区中央市民センターの体制を強化し、地域により密接な地区館支援の充実を図るとともに、各区にまちづくり推進部を設置、組織横断的な対応強化を図りました(H30)。



若林区のふるさと底力向上プロジェクト「六郷東部地区現地再建まちづくり」

②市民活動サポートセンター機能強化

施設のあり方や必要な機能についての市民との意見交換を参考に、使いやすく親しまれるような機能強化を図るため、フリースペースの拡充など施設の一部のリニューアルを実施しました(H30.2)。リニューアル後は交流サロンを中心に利用者が増大し、平成30年度には年間利用者が最多となりましたが、

【利用者数】

H28	H29	H30	R1
66,117人	63,913人	68,815人	63,621人

令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者数が減少しています。

※H29はリニューアル工事、R1は新型コロナウイルス感染症対策により使用制限期間有

③新たな助成制度の構築



八木山ハーブまちづくり

「協働まちづくり推進助成事業」を開始し、2団体以上の多様な主体が協働により実施する、社会的課題の解決やまちの魅力の創造を図る取り組みに対し、事業費の助成やコンサルティングなどのサポートを行い、協働の取り組みを促進しました(H29～)。

【助成実績】 ※H29はモデル事業として実施

H29	H30	R1	R2
4件	4件	3件	4件

④郊外住宅地・西部地区まちづくりプロジェクト

人口減少や高齢化が地域全体で進む郊外住宅地や西部地区において、地域の担い手が自発的に取り組むまちの持続性確保や交流人口拡大に資する事業に対し、活動費の助成等の支援を行いました(H29～)。

【採択事業数】

H29	H30	R1	R2
6事業	7事業	11事業	4事業

【分野1に関する成果と課題】

- ・各区におけるふるさと支援担当の取り組みにより、地域課題の認識や当事者意識の醸成、活動の後押し、地域における連携の強化など、一定の成果を上げることができました。こうした取り組みを本市の地域政策においてさらに発展させ展開していく必要があります。
- ・市民活動サポートセンターにおいては、リニューアルにより利用者数が増加したものの、現に利用している団体だけでなく、より多くの市民に活用されるよう、さらなる認知度向上に向けた取り組みが必要です。また、社会情勢の変化などによる市民活動団体のニーズを的確にとらえ、新たな活動の促進や団体同士の協働の推進に向けた事業の充実も必要です。
- ・新たに展開した助成事業により、事業に参画した主体間で地域課題の共有やネットワークの形成が図られるなど、各事例において一定の成果が見られましたが、団体間の協働に至る前段階の支援、活動のスタート支援等の取り組みも必要です。

分野2 政策形成過程への市民の参画の推進に関する事項

【計画期間内に実施した主な取り組み】

① 市政に関する情報の公開の推進

情報発信の迅速化とウェブアクセシビリティの向上を図るため、市ホームページのリニューアルを実施しました(H28.10)。

また、各課が保有する行政情報のオープンデータ化を促進し、カタログ登録件数を増加させるとともに、セミナー開催などによりオープンデータの利活用を推進しました。

【オープンデータカタログ登録件数】

H28	H29	H30	R1
120件	165件	226件	227件

② 市民意見の集約の機会の確保

○新総合計画策定に関する市民アンケート実施・市民参画イベント開催

多くの市民意見を計画策定の参考とするため、全市民を対象としたアンケートの実施や、各区における区民参画イベント、未来の仙台を担う中高生世代がこれからのまちづくりの施策について共に考え仙台市長に提案するイベント、基本計画の中間案説明会等を開催しました。(H30～R2)。



せんだい中高生会議(R1)

○障害理解促進のためのワークショップ開催

障害のある方も含めた幅広い市民に参加を募り、障害の有無に関わらず暮らしやすいまちづくりを考えるワークショップ「ココロン・カフェ」を開催し、障害理解を促進するための取り組みについて意見交換を行いました。

【ココロン・カフェ実施回数】

H28	H29	H30	R1
6回	6回	6回	4回

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響により実施見送り。

上記のほか、様々な事業において市民に参画いただく機会を設けました。

- ・市役所本庁舎建替事業 ・東部地域移転跡地利活用推進事業
- ・定禅寺通活性化推進事業 ・音楽ホール整備事業 ・青葉山公園整備事業 など

○コールセンター等整備事業

市政に関する一般的な問い合わせに一元的に対応する、総合コールセンター「杜の都おしえてコール」を開設しました(R2.11)。今後は、コールセンターに蓄積される対応履歴データを本市の業務改善等に活かしていくことで、さらなる市民サービスの向上と市役所業務の効率化を図ります。

【分野2に関する成果と課題】

- ・仙台市ホームページの充実やオープンデータの活用により、市政に関する情報公開を推進したほか、パブリックコメントやワークショップ、アンケートなど、様々な手法により、政策の企画・立案・評価等の各段階において、市民の参画を推進しました。
- ・分野2においては、目標の達成度が「着実に進捗した」のA評価が3事業（平成29年度）から14事業（令和元年度）となるなど、特に大きく成果が上がっています。
- ・引き続き、市民に多様な方法で分かりやすく市政情報を発信するとともに、市民参画の機会拡充を図っていくことが必要です。

分野3 多様な主体による活動の促進に関する事項

【計画期間内に実施した主な取り組み】

①若者の社会参加促進

○仙台若者アワード

社会課題の解決などに取り組む仙台市内の若者団体の活動を表彰し、団体の認知度や構成員のモチベーションを高める「仙台若者アワード」を企業及び市民活動団体との協働で実施しました(H29～)。また、「表彰部門」に加え、地元企業と若者団体とのコラボレーションにより新たな活動を生み出す「協働部門」を新設しました(R2)。



若者アワード 2019

【若者アワード応募団体数(表彰部門)】

H29	H30	R1	R2
27 団体	26 団体	17 団体	14 団体

※R2 実施の「協働部門」応募団体数: 3 団体

○仙台まちづくり若者ラボ

参加した若者が「自分ごと」として関われるテーマを設定し、ワークショップやフィールドワークを通じ、まちづくりに関する新たな視点やアイデアを生み出し、主体的アクションにつなげました(R2～)。

②地域コミュニティ体力強化

町内会役員等を対象に講座を開催し、町内会活動活性化についての講義やグループワークを実施しました(R1～)。また、「地域活動団体交流会」を開催し、町内会や地区社会福祉協議会など地域活動団体の事例発表やワークショップを通じて、これからの地域づくりに向けた参加者同士の情報・意見交換等を行いました(H30～)。



町内会役員担い手講座(R1の様子)

【町内会活性化講座実績(R2)】

開催回数	参加者数
7回	275名

【交流会来場者数】

H30	R1
約 200 名	110 名

※R2 は新型コロナウイルス感染症の影響により実施見送り。

③みんなでつくろう地域交通スタート支援事業

(R2～: みんなで育てる地域交通乗り乗り事業)

日常生活に必要な移動手段が課題となっている地域において、持続可能な地域の足の確保に向けた地域団体の主体的な取り組みに対し支援を行う事業を開始、運行計画策定への支援や経費の一部補助などを行いました(H30～)。

また、補助率の引き上げなどの補助制度を拡充しました(R2～)。

④子どもの居場所づくり支援

食事の提供や学習支援などを通じて、子どもが安心して過ごせる居場所を提供する「子ども食堂」の運営団体に対して、開設・運営費を助成する制度を開始しました(H30～)。また、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費についても新たに助成するなど活動支援を行いました(R2)。

また、ネットワーク会議を開催し、運営のノウハウなど、団体間の情報共有を支援しました。

【助成申請件数】

H30	R1	R2
25 団体	34 団体	37 団体

※R2 新型コロナウイルス感染症対策助成申請件数: 11 件

⑤地元企業の地域活性化活動等の促進

「地域社会の発展」や「市民生活の向上」に努め、他の中小企業の模範となる市内中小企業を表彰する『仙台「四方よし」企業大賞』を実施しました(H28～)。

また、「四方よし」な取り組みを地域全体に広げていくため、『仙台「四方よし」宣言企業』の登録制度を新たに開始しました(R1～)。

【有効応募数】

H28	H29	H30	R1
15 社	11 社	13 社	9 社

⑥各種広報ツールを利用した情報発信

協働の考え方や進め方をまとめた「協働まちづくりの手引き」と、市内の協働の取り組みを紹介する事例集「協働まちづくりの実践」(H30.3)・リーフレット「協働によるまちづくり・仙台」(R2.3)を作成し、紙媒体での配布のほか、市 HP などのウェブ上でも配信をしています。

また、協働の取り組みの事例や、各種支援制度、相談窓口等の紹介など、協働まちづくり推進のための情報を総合的に案内する「協働ナビゲーションサイト」の運用を開始しました(H31.3～)。



仙台市協働ナビ

できるよ!仙台

— みんなでつながれば できる! —



【分野3に関する成果と課題】

- ・ 次の世代のまちづくりの担い手を育成するために、若者が実践する地域づくりや課題解決に係る活動支援を行いました。今後は、より多くの若者の市民活動や協働に関する理解を深め、自発的・主体的な行動につなげられるような支援が必要であり、若者への訴求性が見込まれる、SNSを活用した情報発信を重点的に行うなど、効果的な取り組みが必要です。
- ・ 地域団体においては、担い手不足や人材の育成が課題として多くあげられています。地域ごとにある多様な課題を解決していくためには、地域内の各主体の連携強化を図るとともに、地域外の企業やNPOなどが持つ専門的な知識や技術を活かし、ともに地域づくりに取り組む仕組みが必要になっています。
- ・ 市民活動サポートセンターでは、様々な市民活動や団体に関する広報の支援を行っており、特に災害ボランティア情報や新型コロナウイルスに関する支援情報など、その時々^の社会情勢に応じて、必要な情報の発信を強化してきました。引き続き、より多くの方に情報が届くよう、動画コンテンツの活用など、新たな手法も取り入れながら多様な広報ツールを活用した情報発信をすることが必要です。

第3章 基本施策に関する事業

1 「仙台市協働まちづくり推進プラン 2021」の取り組みの方向性

第2章「新計画策定にあたっての現状分析」に記述した課題に適切に対応するとともに、成果をさらに発展させ協働まちづくりの推進につなげるため、本計画において特に「重視すべき視点」を設定しました。これらの視点を「市の基本的な施策」各分野の取り組みの方向性へ反映し、施策を進めていきます。

【重視すべき視点】

視点① より多様な主体を巻き込み、つながりを育む協働

- (考え方) ・市民活動のすそ野を広げ、さらに多くの市民の発想を引き出す取り組み
・協働まちづくりへの関わりを期待したい特定層（若者、企業等）への効果的なアプローチ

視点② 地域に根差し、ともに歩む協働

- (考え方) ・担い手が不足する中、多様な主体がともに地域づくりに取り組む機運と仕組みづくり
・地域を支える区役所・市役所のさらなる機能強化
・地域団体等による地域づくりと、NPOが展開するテーマ型まちづくりの結びつきによる相乗効果の創出

視点③ 時代の困難に挑戦する新しい発想の協働

- (考え方) ・新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容に対応する協働まちづくり
・東日本大震災から10年、復興・被災者支援の経験を踏まえた協働の輪の展開
・SDGsを踏まえた、社会の共通目標としての「マルチステークホルダー・パートナーシップ」の実現



「仙台市協働まちづくり推進プラン 2021」各分野の取り組みの方向性

分野1 市民活動の促進および市民協働の推進に関する事項

- 地域の現状分析・課題整理、課題解決に向けた実践的プロジェクトなど、地域づくりの各段階に応じ、様々な主体が連携・協働して行う取り組みを推進します。(←**視点②**)
- 地域の最前線である区役所を起点とし、地域力を生かし、ともに課題解決を進めるための体制や仕組みの構築・強化を図ります。(←**視点②**)
- その時々々の社会情勢を見据えながら、様々な変化にしなやかに対応し、新たな課題に果敢に挑戦する市民活動や協働の取り組みを支援します。(←**視点③**)

分野2 政策形成過程への市民の参画の推進に関する事項

- 公共データや施策に関する情報、地域に関する情報の公開・情報発信を進め、市民の意見を政策の形成過程や事業の実施段階等に反映できる機会を増やし、より多くの市民が協働まちづくりに関わりやすい環境をつくとともに参加への機運を高めます。(←**視点①**・**視点②**)

分野3 多様な主体による活動の促進に関する事項

- 市民活動や協働まちづくりに関わりの少なかった主体にも輪を広げていけるよう、きっかけとなる機会をつくり出します。特に、これからの時代を担う若者の発想や地域を支える企業の力を活かしていくための環境づくりを図ります。(←**視点①**)
- 地域団体やNPO、教育機関、事業者等の多様な主体の交流や情報発信の支援等を通じ、相互理解を深め、互いの資源を持ち寄り大きな効果を生み出すことのできるパートナーシップの構築を促進します。(←**視点②**・**視点③**)

2 事業一覧

分野1 市民活動の促進および市民協働の推進に関する事項	
(1) 市民活動の自立が促され、継続的な活動が行われるための環境の整備	頁
① 市民活動サポートセンターにおける市民活動支援 *	21
② 地域協働サポートプログラム *	21
新規 ③ 地域課題解決プロボノ活用 *	21
④ 男女共同参画推進センターにおける各種支援等	22
⑤ ボランティアセンターにおける各種支援等	22
⑥ コロナ禍における文化芸術支援	22
新規 ⑦ まちづくり支援専門家派遣事業	23
⑧ 地域診断・課題発掘等支援 *	23
新規	
(2) 持続可能な事業的手法等による地域の課題の解決の促進	頁
① コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの促進	24
② ストック活用型都市再生推進事業(せんだいリノベーションまちづくり)	24
③ まち再生・まち育て活動支援事業	24
④ まちなかウォーカー推進事業	25
新規	
(3) 市民からの提案に基づく協働事業の拡充	頁
① クロス・センダイ・ラボによる公民連携推進事業	26
② 市民協働事業提案制度 *	26
③ 若者版・市民協働事業提案制度 *	26
新規	
④ 地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業 *	26
新規	
(4) 協働の理解を広め、多様な主体間の協働を推進するための人材の育成	頁
① ともにまちづくりを行う職員の育成 *	27
② 市民活動サポートセンターにおける協働推進人材育成	27
③ コミュニティソーシャルワーカー配置事業	27
④ 地域包括支援センター運営事業(機能強化事業)	27
⑤ 仙台すくすくサポート事業	28
⑥ 市民センターにおける地域づくり支援	28

分野2 政策形成過程への市民の参画の推進に関する事項	
(1) 市政に関する情報の公開の推進	頁
① 仙台市公式ホームページによる情報発信	29
② 公文書館整備	29
③ オープンデータの利活用推進	29
④ 地域情報ファイルの活用推進	29
(2) 政策の企画、立案等における市民の意見の提出の機会の確保	頁
① 定禅寺通活性化推進事業	30
② 市役所本庁舎建替事業	30
③ パブリックコメントの実施	30
④ 市政モニターによる意見募集	30
⑤ 市民の声制度	30
⑥ 障害者への適切な情報提供および障害者からの意見聴取の推進	31
⑦ 音楽ホール整備検討における市民との対話	31
⑧ 青葉山公園整備事業(仮称)公園センターの利活用に関するワークショップの実施	31
(3) 政策または事業の方針、内容、評価等についての市民の意見の集約の機会の確保	頁
① 施策目標に関する市民意識調査	32
② 市民まちづくりフォーラム	32
③ 市政モニターによる意見募集	32
【再掲】	
④ 市民の声制度	32
【再掲】	
⑤ 市民との対話の機会の確保	32
⑥ 障害者への適切な情報提供および障害者からの意見聴取の推進	33
【再掲】	
(4) 附属機関等の委員の選任における人材の多様化と公募の実施	頁
① 附属機関等の委員の選任における人材の多様化	34
② 附属機関等の委員の公募の推進	34
③ 附属機関等における女性委員の登用率の向上	34

<事業数>	分野1	22事業
※再掲除く	分野2	18事業
	分野3	45事業
	合計	85事業

新規…令和3年度開始事業

*…「地域づくりパートナープロジェクト」構成事業 (P.20 参照)

分野3 多様な主体による活動の促進に関する事項	
(1) 次の世代のまちづくりの担い手となる若者の育成	頁
① 若者が活躍するまちづくり事業 * 【一部再掲】	35
② 市民活動サポートセンターにおける若者の育成支援	36
③ 学生の参加による地域づくり推進事業 *	36
④ みやぎの・まちづくり若手人材育成支援事業 * 新規	36
⑤ わかばやし地学連携推進事業 * 新規	37
⑥ たいはく若者まちづくりフォーラム事業 *	37
⑦ 大学連携地域づくり事業 *	37
⑧ 市民センターにおける若者の支援 【一部再掲】	38
(2) 町内会等の地縁団体その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進	頁
① 地域防災リーダー養成・支援事業	39
② 町内会等住民自治組織・体力強化 *	39
③ 町内会相談窓口機能強化 * 新規	39
④ 地域団体連携促進 *	40
⑤ 地域安全対策事業	40
⑥ 交通安全事業	40
⑦ 小地域福祉ネットワーク活動推進事業	40
⑧ 老人クラブ活動への支援	41
⑨ 地域での子育て支援団体に対する活動支援	41
⑩ 子どもの居場所づくり支援事業	41
⑪ 地域子育て支援クラブ等各種団体への支援事業	41
⑫ 多様な主体との連携によるごみ減量・リサイクル推進	42
⑬ 農あるふるさとづくり支援事業	42
⑭ スポーツ推進に係る支援事業	43
⑮ みんなで育てる地域交通乗り乗り事業	43

⑯ 各種緑化支援事業	43
⑰ 市民参加によるみどりのまちづくり事業	44
⑱ 区民協働まちづくり事業 *	44
⑲ 地域づくりパートナーシップ推進 *	45
⑳ 婦人防火クラブ活動支援事業	45
㉑ 学校・地域・家庭の協働による学びの環境づくり推進	46
㉒ PTA活動振興事業	46
(3) 地域社会の一員である事業者による社会貢献活動の促進	頁
① 市民活動サポートセンターにおける事業者の社会貢献活動の促進	47
② 地元企業等の環境活動の促進	47
③ 地元企業の地域活性化活動等の促進	48
④ 協力事業所表示制度	48
(4) 多様な主体の交流の促進	頁
① せんだい3.11メモリアル交流館における協力事業	49
② 防災フォーラム等の実施	49
③ 学都推進事業	49
④ 市民活動サポートセンターにおける多様な主体の交流促進	49
⑤ 文化活動団体への支援による交流促進	50
⑥ 広瀬川創生・清流保全事業	50
⑦ 学びのコミュニティづくり推進事業	50
(5) 多様な主体の活動等に関する情報の収集および発信の促進	頁
① 「BOSAI未来プロジェクト」プロモーション事業	51
② まちづくり活動事例集等作成 *	51
③ 各種広報ツールによる情報発信	51
④ 市民活動サポートセンターにおける情報の収集・発信に関する支援	51
⑤ ボランティアセンターにおける各種支援等 【再掲】	52

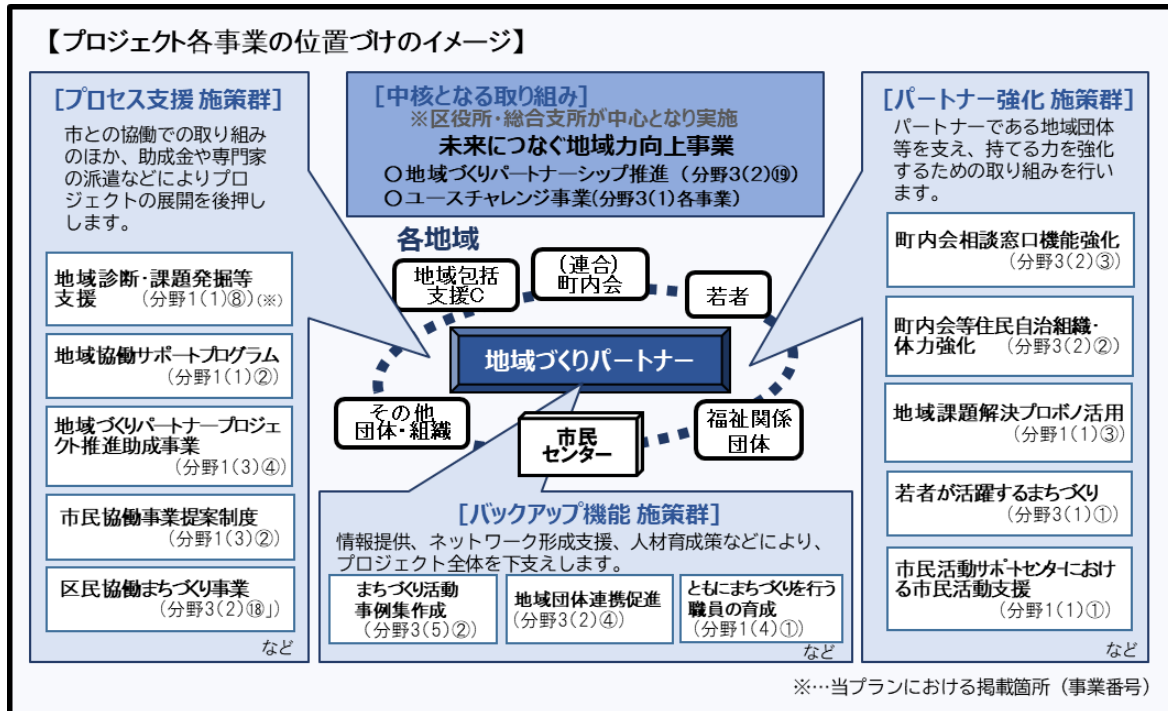
*** 地域づくりパートナープロジェクト**（構成事業はP.18～19で*を付した事業）

地域づくりのパートナーである町内会や各種団体など多様な主体と連携の輪を広げながら、区役所を起点とした課題の発掘・分析、担い手の育成・強化、具体の協働事業の実施に至るまで、それぞれのプロセスに応じた支援を包括的に行うものとして、令和3年度から展開するプロジェクトです。

区役所・総合支所が中心となり、協働による地域課題解決や若者の活力を活かしたまちづくりを推進する「未来につなぐ地域力向上事業」を中核的な事業として、それらを支える施策・事業（区役所・総合支所及び市民局で実施）により取り組みをサポートします。

このプロジェクトは、当プランにおける「重視すべき視点」の「視点②：地域に根差し、ともに歩む協働」の趣旨も踏まえ、当プランの地域づくりに係る事業を体系化し、特に重点的に取り組んでいくものであり、地域に最も身近な区役所・総合支所と市役所各関係部署が連携を強化し、市民協働のまちづくりを一層推進していきます。

【プロジェクト各事業の位置づけのイメージ】



3 個別事業

【分野 1 市民活動の促進および市民協働の推進に関する事項】

「協働まちづくり推進プラン 2021」における取組の方向性

- 地域の現状分析・課題整理、課題解決に向けた実践的プロジェクトなど、地域づくりの各段階に応じ、様々な主体が連携・協働して行う取り組みを推進します。
- 地域の最前線である区役所を起点とし、地域力を生かし、ともに課題解決を進めるための体制や仕組みの構築・強化を図ります。
- その時々々の社会情勢を見据えながら、様々な変化にしなやかに対応し、新たな課題に果敢に挑戦する市民活動や協働の取り組みを支援します。

1-(1) 市民活動の自立が促され、継続的な活動が行われるための環境の整備

<基本方針>

まちづくりの担い手不足などの課題を解決するためには、地域で市民活動を持続的に進めるための環境の整備が必要です。市民活動の促進のために必要な運営の手法等の情報の提供、拠点施設における相談機能の充実、活動拠点の確保等の支援、継続的な活動の展開を支える資金調達の多様化、市民の理解を広める取り組みなどを進めます。

No.	事業名・事業内容	担当課
①	市民活動サポートセンターにおける市民活動支援 市民活動の拠点施設である市民活動サポートセンターにおいて、活動の場の提供や、市民活動や協働に関する情報収集・提供、相談対応などを継続的に行う。また、ウィズコロナを踏まえた新たな取り組みを支援するなど、社会情勢の変化に応じて、市民活動団体などに必要とされる情報提供や伴走支援を実施する。	市民局 市民協働推進課
	【数値目標等】 利用団体数を毎年度 720 団体以上とする。	
②	地域協働サポートプログラム 新規 まちづくり活動に関する専門的人材(コーディネーター)を派遣し、住民や多様な主体が行う地域課題解決の取り組みや、区役所・総合支所と地域が協働し進める事業への支援を行う。	市民局 市民協働推進課
	【数値目標等】 毎年度 1 つ以上の地域に対して伴走支援を行う。	
③	地域課題解決プロボノ活用 新規 活動や組織運営上の課題を抱える地域団体や市民活動団体に対し、一定の専門性やスキル、経験等を持ち社会貢献活動に取り組みたいと考える市民(プロボノ)を派遣し、課題解決に協働で取り組む仕組みをつくる。	市民局 市民協働推進課
	【数値目標等】 毎年度 1 つ以上の地域や団体に対して、プロボノの派遣を行う。	

No.	事業名・事業内容	担当課
④	<p>男女共同参画推進センターにおける各種支援等</p> <p>男女共同参画推進に取り組む市民の活動を支援するため、エル・パーク仙台の市民活動スペースおよびエル・ソーラ仙台の市民交流・図書資料スペースを運営するとともに、男女共同参画推進センターを拠点に活動する市民グループとエル・パーク仙台が協働で、「男女共同参画」をテーマとしたイベントを企画・実施する。</p> <p>【数値目標等】 毎年度男女共同参画推進フォーラムを開催し、参加団体数を 30 団体以上とする。</p>	市民局 男女共同参画課
⑤	<p>ボランティアセンターにおける各種支援等</p> <p>市民を対象に、ボランティアの基礎的な知識や心構え、援助技術の習得などを目的として、テーマ別のボランティア講座や研修を開催する。また、ボランティアに関する各種の情報提供を行いながら、ボランティアに関する相談および調整を行うとともに、団体を支援し活動者への機運醸成を図る。</p> <p>【数値目標等】 ボランティアセンターへの登録団体数を、令和 7 年度までに既存登録団体数 754 団体（令和 2 年 12 月 1 日時点）の 20%増とする。</p>	健康福祉局 社会課
⑥	<p>コロナ禍における文化芸術支援 新規</p> <p>①コロナ禍に対応した文化芸術未来プロジェクト助成事業 地域の芸術家や市民団体、民間施設等から、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた文化芸術環境モデルとなる企画や事業を公募し、試行・推進するための助成を行う。</p> <p>②安全・安心な文化活動のための協働・支援事業 芸術家・文化芸術団体、舞台技術者、行政等の対話の場やネットワークを形成し、文化芸術活動の再興に向けた協働基盤づくりを推進する。また、文化活動に携わる市民団体が、コロナ禍においても活動を行えるように、専門家の助言などの支援の充実を図る。</p> <p>③多様なメディアを活用した文化芸術創造支援事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の縮小や停止を余儀なくされている地域の文化芸術関係者の活動継続を支援するため、動画配信など多様なメディアを活用して市民に文化芸術を届ける創造的な活動に対し助成を行う。</p> <p>【数値目標等】 ①コロナ禍における先進的な事業に対して助成を行う（15 件程度）。 ③多様なメディアを活用した文化芸術活動に対して助成を行う（160 件程度）</p>	文化観光局 文化振興課

No.	事業名・事業内容	担当課
⑦	<p>まちづくり支援専門家派遣事業</p> <p>市民が主体的に行うまちづくり活動を支援し、地域の特性や資源を活かした個性あるまちづくりを推進するため、まちづくりを行う団体に対し、本市に登録しているまちづくり専門家を派遣することにより、専門的な助言やまちづくりに関する情報提供等を行う。</p> <p>【数値目標等】 令和3年度～7年度における派遣地区を単年度平均で15地区以上とする。</p>	都市整備局 都市計画課
⑧	<p>地域診断・課題発掘等支援 新規</p> <p>区役所・総合支所のまちづくり担当部署が地域において機動的に活動できるよう、それぞれの地域の実情に合わせ、必要とされる支援を行う。</p>	各区 まちづくり推進課 ふるさと支援担当 宮城総合支所 まちづくり推進課 ふるさと支援担当 秋保総合支所 総務課 ふるさと支援担当 市民局 地域政策課

1-(2) 持続可能な事業的手法等による地域の課題の解決の促進

<基本方針>

地域課題が多様化・複雑化する中で、解決手法の一つとして、子育てやまちづくりなどの地域に密着した課題をビジネス的手法で解決する『コミュニティビジネス』や、環境や貧困など社会的課題をビジネス的手法で解決する『ソーシャルビジネス』などの手法が浸透するための環境を整えます。

No.	事業名・事業内容	担当課
①	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの促進 社会起業家への個別集中支援プログラムを実施し、当該分野特有の起業知識の修得や起業実例に触れる機会を提供するほか、起業支援センター「アシ☆スタ」において、地域社会の課題解決を目指す起業に関する相談を受け付けるなど、市民活動サポートセンターとも連携し、起業の構想段階から開業後のフォローアップに至るまでの様々な支援を行う。	経済局 産業振興課
	【数値目標等】 令和3年度～7年度に、社会起業家を毎年度10名以上輩出する。	
②	ストック活用型都市再生推進事業 (せんだいリノベーションまちづくり) 都心のスモールエリアや地下鉄沿線のエリアなどで、低未利用地の不動産オーナーなどの協力を得ながら、民間による遊休不動産のリノベーション事業を推進することで、民間による新たなローカルコンテンツの創出を支援する。 また、上記エリアやその周辺エリアにおいて、事業者による公共空間でのにぎわいづくりに資する利活用事業が日常的に実施できるよう支援する。	都市整備局 都心まちづくり課 市街地整備課 地下鉄沿線まちづくり課
	【数値目標等】 令和5年度までに、民間による遊休不動産のリノベーション事業を3件実施できるよう支援する。	
③	まち再生・まち育て活動支援事業 地元住民や事業者などが中心となったエリアマネジメントの取り組みを継続的に実施できるよう、都市再生推進法人を目指すまちづくり団体の組織構築や体制強化を支援する。また、様々な制度の活用も視野に入れながら、公共空間などにおけるにぎわいを創出するイベントの開催や、質の高い空間形成のための維持管理の活動を支援する。	都市整備局 市街地整備課 地下鉄沿線まちづくり課 都心まちづくり課
	【数値目標等】 令和5年度までに、都市再生特別措置法に基づく「都市再生推進法人」を目指す「(仮称)せんだい都市再生まちづくり団体(令和2年度制度創設予定)」として、4件の認定を行うとともに、「都市再生推進法人」として3件の新規指定を行う。	

No.	事業名・事業内容	担当課
④	<p>まちなかウォークアブル推進事業 新規</p> <p>道路や公園において、まちなかウォークアブルに関する改修や再構成を実施するとともに、人々の滞在環境を向上させる空間づくりに関するデザイン検討や社会実験などを実施する。</p> <p>また、まちなかウォークアブル区域内の民間事業者による、公共空間と一体的に人々の滞在快適性を向上させる空間整備やイベントなどの事業の実施を支援するとともに、まちづくり活動に取り組む民間事業者などによる、道路や公園の専用特例制度の活用を推進する。</p> <p>※まちなかウォークアブル事業 都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復や利活用を支援する事業</p> <p>【数値目標等】 令和5年度までに、民間による公共空間での社会実験の延べ実施日数を30日以上実施できるよう支援する。</p>	都市整備局 都心まちづくり課

1-(3) 市民からの提案に基づく協働事業の拡充

<基本方針>

市民の視点から提案を受けた地域課題の解決に向けて、多様な主体が専門性やネットワークを生かしながら、協働で取り組む仕組みを充実させ、それぞれが単独ではなし得なかった効果を生み出します。また、その事例を発信することにより、新たな協働事業へつながるきっかけを提供します。

No.	事業名・事業内容	担当課
①	<p>クロス・センダイ・ラボによる公民連携推進事業</p> <p>複雑・多様化する行政・地域課題の解決に当たり、民間企業等が提案しやすい環境づくりや、近未来技術の実証実験に係る手続きの煩雑さ解消のため、連携窓口「クロス・センダイ・ラボ」により提案等を一元的に受け付け、実現に向けた各種調整を行うことで、課題解決による市民サービスの向上や実証実験の促進を図る。</p>	まちづくり政策局 プロジェクト推進課
②	<p>市民協働事業提案制度</p> <p>市民活動団体や地域団体、企業等から地域の課題解決や魅力向上に資する事業の提案を募集し、提案団体と市の関係部局の協働により、多様な主体が持つ専門性を生かした事業を実施する。</p> <p>【数値目標等】 毎年度4件以上の協働事業を実施する。</p>	市民局 市民協働推進課
③	<p>若者版・市民協働事業提案制度 新規</p> <p>若者にとって身近なまちづくりについて、若者団体から事業提案を募集し、市と協働で取り組むことにより、若者のアイデアを市の施策に取り入れ若者の発想を生かしたまちづくりを推進する。</p> <p>【数値目標等】 毎年度3件の協働事業を実施する。</p>	市民局 市民協働推進課
④	<p>地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業 新規</p> <p>地域の実情やまちづくりの各段階に応じ、課題の現状分析・調査や、複数団体が連携・協働で行う取り組みなどに対して、必要な経費を助成する。</p> <p>i (仮称) 課題調査検証助成 調査や課題整理等を行うための経費を助成する。</p> <p>ii (仮称) 協働実践助成 複数団体の協働による地域の活性化に資する取り組みに対して経費を助成する。</p> <p>iii (仮称) 事業者と地域団体の連携促進助成 事業者と地域団体の協働により、持続可能な事業的手法で行われる地域課題解決の取り組みに対して経費を助成する。</p> <p>【数値目標等】 毎年度 i ~ iii あわせて5件以上の助成を実施する。</p>	市民局 市民協働推進課

1-(4) 協働の理解を広め、多様な主体間の協働を推進するための人材の育成

<基本方針>

地域における多様な主体の連携や協働を推進するためのコーディネーターとなる人材を発掘、育成します。また、市は、市民活動や協働に関する事例を組織内で共有するとともに、多様な主体と共に考え、行動する機会を増やすことで、市民協働への理解が深い職員を育成します。

No.	事業名・事業内容	担当課
①	ともにまちづくりを行う職員の育成	市民局 地域政策課 市民局 市民協働推進課
	<p>①地域づくり職員研修 地域づくりに携わる職員を対象に研修を実施し、担当職員の意識啓発やスキルアップを図る。</p> <p>②協働推進人材育成研修 市職員をNPO等に派遣し、実体験を通じて市民活動や協働に関する理解を深める研修(NPO留学)などを実施し、多様な主体と連携や調整を行う能力の向上を図る。</p>	
②	市民活動サポートセンターにおける協働推進人材育成	市民局 市民協働推進課
	<p>市民活動サポートセンターにおいて、より多くの市民に協働の理解を広げられるよう、協働事例や協働のノウハウを紹介する企画を実施するほか、活動段階に応じたテーマ別の講座の開催や協働の実践者との連携による伴走支援等を行う。</p> <p>【数値目標等】 協働の理解促進や機会創出に資する事業を、毎年度2事業以上実施する。</p>	
③	コミュニティソーシャルワーカー配置事業	健康福祉局 社会課
	<p>地域の実態把握、住民組織同士の連携のコーディネートや各関係機関との連絡調整などを通して、地域住民が地域の福祉課題に主体的・組織的に取り組むための体制づくりを支援する専門職「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」を、(福)仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所に配置する。</p> <p>CSWのスキルアップを図り、市内各地域における地域住民主体の支えあい・助けあい体制づくりのための支援を行う。</p> <p>【数値目標等】 CSWのスキルアップのための研修会を年3回以上開催する。</p>	
④	地域包括支援センター運営事業(機能強化事業)	健康福祉局 地域包括ケア推進課
	<p>地域包括ケアシステムにおいて地域住民や関係機関とのネットワークづくりや地域資源の創出等に取り組む生活支援コーディネーターの資質向上を図り、地域の支えあい体制づくりを推進する。</p> <p>【数値目標等】 生活支援コーディネーター向けの研修等を年2回以上開催する。</p>	

No.	事業名・事業内容	担当課
⑤	<p>仙台すくすくサポート事業</p> <p>育児の援助を受ける方（利用会員）と育児の援助を行う方（協力会員）が会員となって行う市民相互の育児援助活動であり、事務局のサポートや地域ごとの会員の統括等を協力会員の中から選任されたサブリーダーが行っていく。</p>	<p>子供未来局 総務課</p>
⑥	<p>市民センターにおける地域づくり支援</p> <p>①住民参画・問題解決型学習推進事業 各区中央市民センターのコーディネートのもと、住民と市民センターの協働により地域課題を発見し、その課題解決への取り組みを学び、実践する事業を実施する。</p> <p>②子ども参画型社会創造支援事業 小学校中学年の児童から中学校・高等学校の生徒まで、子どもたちがそれぞれに地域社会の構成員としての意識を育みながら成長していくことを目指し、子どもたち自身が主体的に参画し、子どもならではの役割と可能性を自由に発揮できる事業を実施する。</p> <p>③若者社会参画型学習推進事業 若者が地域づくり活動への参加やさまざまな人々との学び合いを通じて、身近な地域をより良くすることへの意識を高め、自発的・主体的に行動することを学ぶ事業を実施する。</p> <p>【数値目標等】 事業参加者に対する新規参加者の割合を2割以上とすることにより、裾野の広がりを図る。</p>	<p>教育局 生涯学習支援センター</p>

【分野2 政策形成過程への市民の参画の推進に関する事項】

「協働まちづくり推進プラン 2021」における取組の方向性

- 公共データや施策に関する情報、地域に関する情報の公開・情報発信を進め、市民の意見を政策の形成過程や事業の実施段階等に反映できる機会を増やし、より多くの市民が協働まちづくりに関わりやすい環境をつくとともに参加への機運を高めます。

2-(1) 市政に関する情報の公開の推進

<基本方針>

市が提供する情報の質・量やアクセス環境の充実に努め、情報がわかりやすく伝わるような工夫と積極的な情報発信を進めます。

また、オープンデータの整備を進めることにより、市民が情報を活用し、新たなサービスの創出や課題の解決に向けて取り組める環境を整えます。

No.	事業名・事業内容	担当課
①	<p>仙台市公式ホームページによる情報発信</p> <p>市民に対してタイムリーでわかりやすい市政情報を伝えるため、仙台市ホームページを随時更新するとともに、効果的な広報を行うための職員向け研修を実施する。</p> <p>【数値目標等】 ホームページの新規公開数と更新数合算を毎年度 23,000 件以上とする。(参考 令和元年度 22,721 件)</p>	総務局 広報課
②	<p>公文書館整備</p> <p>保存期間が経過した公文書から歴史資料として重要な公文書を選別・保存し、広く市民に公開するため、旧貝森小学校校舎を公文書館に改修するとともに、収蔵資料を検索するためのシステムを構築し、開館と同時に供用できるよう整備する。また、公文書館事業を周知啓発するため、展示企画の検討を行う。</p> <p>【数値目標等】 令和3年度 旧貝森小学校校舎改修工事竣工、 収蔵資料検索システム構築 令和4年度 開館</p>	総務局 文書法制課
③	<p>オープンデータの利活用推進</p> <p>「仙台市オープンデータ推進に関する方針」に基づき、各課が保有する行政情報の更なるオープンデータ化を進める。また、オープンデータの利活用を推進するため、市ホームページ等を通じて普及・啓発を行っていく。</p>	まちづくり政策局 ICT推進課
④	<p>地域情報ファイルの活用推進</p> <p>人口・地域団体・施設等の情報を小学校区単位で「地域情報ファイル」としてまとめ、市のホームページ等で公表することにより地域情報の提供を行う。</p>	市民局 地域政策課

2-(2) 政策の企画、立案等における市民の意見の提出の機会の確保

<基本方針>

政策の形成過程に多くの市民および関係団体の意見を生かすため、既存のパブリックコメントやワークショップ等、多様な市民参画の仕組みを生かし、テーマに応じて適切な手法を組み合わせながら、幅広く市民の意見や提言を集める機会を確保します。また、市民からの意見を適切に反映できるように取り組むとともに、その結果をわかりやすく公表します。

No.	事業名・事業内容	担当課
①	定禅寺通活性化推進事業 定禅寺通において、道路空間の再構成やエアーマネジメントの導入なども視野に入れた魅力ある空間を創出し、それをきっかけとして街中の人の回遊性を高め、本市がより一層多くの人々を魅了する活力ある都市となることを目指す。「定禅寺通活性化検討会」（地元関係者を中心に構成）において、具体的な取り組みの検討を進める。	まちづくり政策局 定禅寺通活性化室
②	市役所本庁舎建替事業 市役所本庁舎の建替に伴い、市民広場との一体的利活用に向け、新庁舎低層部の事業可能性調査を実施するとともに、新本庁舎低層部検討の進捗に合わせ、公開型のシンポジウムを開催するほか、本体設計・施工の進捗に合わせ、市民向け説明会を開催する。	財政局 本庁舎建替準備室
③	パブリックコメントの実施 基本的な計画等の策定過程において、広く市民から意見を求め、提出された意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、提出された意見を考慮して適切に計画等に反映させていく。	市民局 広聴統計課
④	市政モニターによる意見募集 市政に関する市民の意見を収集するため、公募による市民を市政モニターとして委嘱し、アンケート調査に回答いただき、施策の企画や行政運営上の基礎資料として活用する。 【数値目標等】 モニター公募の周知手段を工夫し、幅広い属性の市民を毎年 200 人委嘱する。	市民局 広聴統計課
⑤	市民の声制度 市民の市政に対する提言、要望等を、「市長への手紙」「インターネット」「要望・陳情書」「電話・来庁」等で受け付け、市政への適切な反映に努める。	市民局 広聴統計課

No.	事業名・事業内容	担当課
⑥	<p>障害者への適切な情報提供および障害者からの意見聴取の推進</p> <p>施策の企画・立案等の段階において、障害者に対する適切な情報提供や障害者からの意見聴取に努め、政策形成過程における障害者の参画を推進する。</p> <p>①「ココロン・カフェ」、「ココロン・スクール」の実施 障害の有無に関わらず暮らしやすい共生社会を目指して、障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるワークショップ「ココロン・カフェ」では、障害者も含めた幅広い市民に参加を募り、学生向けワークショップ「ココロン・スクール」では、中高生を対象として、グループワーク等の形式で意見交換を行う。</p> <p>②「仙台市職員対応要領」の周知・浸透による適切な情報提供・意見聴取の推進 「仙台市職員対応要領」について、研修や庁内広報を通じた周知・浸透を図ることで、手話通訳・要約筆記・点字資料などの障害特性に合わせた適切な情報提供および関係団体など障害者からの意見聴取を推進していく。</p> <p>【数値目標等】 ①ココロン・スクールを毎年度6回実施する。 ②毎年度、新規採用職員研修、管理職向け研修、窓口等職員向け研修を実施する。</p>	健康福祉局 障害企画課
⑦	<p>音楽ホール整備検討における市民との対話</p> <p>楽都としての魅力をさらに高める中核施設としてふさわしい音楽ホールの整備に向け、検討を進める。また、音楽ホールを身近に感じてもらうため、市民向けシンポジウム等を開催し、整備に向けた機運醸成を行う。</p>	文化観光局 文化振興課
⑧	<p>青葉山公園整備事業（仮称）公園センターの利活用に関するワークショップの実施</p> <p>青葉山公園公園センター地区の利活用について、青葉山地区をフィールドに活動する団体等にご協力いただきながら、何度も訪れたくなる場所にするためのプランづくりを目的に、ワークショップを開催する。</p> <p>【数値目標等】 市民参加のワークショップを、年3回以上開催する。</p>	建設局 公園課

2-(3) 政策または事業の方針、内容、評価等についての市民の意見の集約の 機会の確保

<基本方針>

事業が動き始めた後は、節目において政策や事業の方針、進捗状況等の公表に務めるとともに、市民および関係団体の意見を集約する機会を設けて、柔軟な事業運営を図ります。また、企画・実施から実施後の成果まで、市民と市が共に評価しながら改善していく機会を増やします。

No.	事業名・事業内容	担当課
①	施策目標に関する市民意識調査 基本計画に掲げるまちづくりの理念のもと、目指す都市の姿の実現に向けて、施策の推進状況に関する市民の評価やニーズの変化を継続的に把握するために、市民意識調査を実施し、その結果を施策の進捗管理に生かすことにより、本市の施策の推進を図る。	まちづくり政策局 政策企画課
②	市民まちづくりフォーラム 現在取り組んでいる施策について市民参画による評価・点検を行うため、重点的な取り組みの中からテーマを設定し、今後の施策に向けた意見・提案をいただく。	まちづくり政策局 政策企画課
③	市政モニターによる意見募集【再掲】 市政に関する市民の意見を収集するため、公募による市民を市政モニターとして委嘱し、アンケート調査に回答いただき、施策の企画や行政運営上の基礎資料として活用する。 【数値目標等】 モニター公募の周知手段を工夫し、幅広い属性の市民を毎年度 200 人委嘱する。	市民局 広聴統計課
④	市民の声制度【再掲】 市民の市政に対する提言、要望等を、「市長への手紙」「インターネット」「要望・陳情書」「電話・来庁」等で受け付け、市政への適切な反映に努める。	市民局 広聴統計課
⑤	市民との対話の機会の確保 市長や区長をはじめ職員が直接市民と対話・交流する機会や場として、市民と市長の懇談会（市長とふれあいトーク）、地域懇談会、市政出前講座などを実施する。	市民局 広聴統計課

No.	事業名・事業内容	担当課
⑥	<p>障害者への適切な情報提供および障害者からの意見聴取の推進【再掲】</p> <p>施策の企画・立案等の段階において、障害者に対する適切な情報提供や障害者からの意見聴取に努め、政策形成過程における障害者の参画を推進する。</p> <p>①「ココロン・カフェ」、「ココロン・スクール」の実施</p> <p>障害の有無に関わらず暮らしやすい共生社会を目指して、障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるワークショップ「ココロン・カフェ」では、障害者も含めた幅広い市民に参加を募り、学生向けワークショップ「ココロン・スクール」では、中高生を対象として、グループワーク等の形式で意見交換を行う。</p> <p>②「仙台市職員対応要領」の周知・浸透による適切な情報提供・意見聴取の推進</p> <p>「仙台市職員対応要領」について、研修や庁内広報を通じた周知・浸透を図ることで、手話通訳・要約筆記・点字資料などの障害特性に合わせた適切な情報提供および関係団体など障害者からの意見聴取を推進していく。</p> <p>【数値目標等】</p> <p>①ココロン・スクールを毎年度6回実施する。</p> <p>②毎年度、新規採用職員研修、管理職向け研修、窓口等職員向け研修を実施する。</p>	健康福祉局 障害企画課

2-(4) 附属機関等の委員の選任における人材の多様化と公募の実施

<基本方針>

有識者からの意見を求める場である附属機関等においては、固定の人選となることがないよう、また、設置目的に応じて選定の範囲を多種多様な対象に広げ、幅広い主体からの選択を推進します。

また、その役割や性質に応じて公募による委員の選定に努めることにより、さまざまな立場や世代の市民が市政へ意見を述べる機会を創出します。

No.	事業名・事業内容	担当課
①	附属機関等の委員の選任における人材の多様化 附属機関等の役割や性格に応じて適切な人材を確保し、幅広い意見の反映を図るため、情報の一元管理を行い、長期にわたる委嘱および他の附属機関等と重複する委嘱を避けるように努める。	総務局 行政経営課
②	附属機関等の委員の公募の推進 附属機関等の役割や性格に応じて委員を公募することにより、公募委員のいる附属機関等の増加に努め、幅広い意見の反映を図る。	総務局 行政経営課
③	附属機関等における女性委員の登用率の向上 市政に重要な役割を果たす審議会等の委員に女性を積極的に登用し、政策形成、意思決定の場における女性の参画を促進する。	市民局 男女共同参画課
	【数値目標等】 すべての附属機関等に女性委員が就任している状態の維持に努める。また、女性委員の比率の向上に努める。 (参考：令和5年度末までに40%以上)	

【分野3 多様な主体による活動の促進に関する事項】

「協働まちづくり推進プラン 2021」における取組の方向性

- 市民活動や協働まちづくりに関わりの少なかった主体にも輪を広げていけるよう、きっかけとなる機会をつくります。特に、これからの時代を担う若者の発想や地域を支える企業の力を活かしていくための環境づくりを図ります。
- 地域団体やNPO、教育機関、事業者等の多様な主体の交流や情報発信の支援等を通じ、相互理解を深め、互いの資源を持ち寄り大きな効果を生み出すことのできるパートナーシップの構築を促進します。

3-(1) 次の世代のまちづくりの担い手となる若者の育成

<基本方針>

地域と教育機関の連携を広げ、子どもたちや若者が地域活動の大切さを実感できるよう、多様な活動やボランティアへの参加を促進します。また、市民センターや市民活動サポートセンターなど市民活動や協働の拠点となる施設が連携しながら、コーディネーターやボランティアなど、まちづくりの担い手を育成する取り組みを進めます。

No.	事業名・事業内容	担当課
①	<p>若者が活躍するまちづくり事業（ユースチャレンジ事業）</p> <p>①若者版・市民協働提案制度【再掲】 若者団体から身近なまちづくりに取り組む事業提案を募集し、市との協働で取り組む「若者版・市民協働事業提案制度」を実施し、市民協働を推進するとともに若者のアイデアを市の施策に取り入れる機会を創出する。</p> <p>②仙台まちづくり若者ラボ 若者が「自分ごと」として参加する実践的プログラムを実施し、若者のアイデアを地域の課題解決や活性化に生かすとともに、主体的に動く若者や将来のまちづくりの担い手の発掘・育成を目指す。</p> <p>③仙台若者アワード 若者団体の社会貢献活動を表彰するとともに、若者と企業などの多様な主体との連携によるSDGs達成への取り組みを促すなど、若者の社会参加の促進を図る。</p>	市民局 市民協働推進課
	<p>【数値目標等】</p> <p>①毎年度3件の協働事業を実施する。 ②参加者人数を毎年度40人以上とする。</p>	

No.	事業名・事業内容	担当課
②	<p>市民活動サポートセンターにおける若者の育成支援</p> <p>市民活動サポートセンターにおいて、若者団体の拠点として活動の場を提供するほか、関係各機関と連携し、若者の地域づくり活動への参画支援を行う。</p> <p>また、現にサポートセンターを利用している若者だけではなく、より多くの若者の市民活動や協働に関する理解を深め、自発的・主体的な行動につなげられるよう、若者への訴求性が見込まれる動画コンテンツを活用した情報発信を重点的に行うなど、効果的な取り組みを進める。</p> <p>【数値目標等】 若者の人材育成に資する事業を、関係機関等とも連携しながら、毎年度2事業以上実施する。</p>	市民局 市民協働推進課
③	<p>学生の参加による地域づくり推進事業（ユースチャレンジ事業）</p> <p>大学や専門学校が多く立地する青葉区において、より多くの地域と学生を結び付け、学生の地域コミュニティ活動への参加を促進することにより、地域コミュニティの活性化につなげる。</p> <p>また、大学や専門学校への働きかけを継続し、様々な機会を捉えて若者や関係団体との接点を多く持つことにより、地域のニーズに応じたマッチングを行えるようネットワークを拡げる。</p> <p>【数値目標等】 青葉区における学生団体と地域活動の延べマッチング数を、令和5年度までに5件とする。</p>	青葉区 まちづくり推進課
④	<p>みやぎの・まちづくり若手人材育成支援事業（ユースチャレンジ事業） 新規</p> <p>宮城野区において、地域を担う次世代の育成を図るため、若い世代を対象に、実際にまちづくり活動を行っている団体によるセミナーやワークショップを開催し、まちづくりの知識やノウハウの蓄積を図るとともに、地域の若手同士の交流の機会を創出し、ネットワークづくりを促進する。</p> <p>【数値目標等】 みやぎの・まちづくり若手人材育成セミナー受講生が取り組む地域活動を令和5年度までに2件実施する。</p>	宮城野区 まちづくり推進課

No.	事業名・事業内容	担当課
⑤	<p>わかばやし地学連携推進事業（ユースチャレンジ事業） 新規</p> <p>東北学院大学の新たなキャンパス開設（令和5年4月）に向けて、大学と地域間の意見交換を進めることにより、区を含めた三者の協働関係構築を図る。</p> <p>【数値目標等】 令和5年度までに、大学と若林区の連携事業を4件、若林区における学生と地域が協働で取り組む地域活動を2件実施する。</p>	若林区 まちづくり推進課
⑥	<p>たいはく若者まちづくりフォーラム事業（ユースチャレンジ事業）</p> <p>若者のまちづくりに対する意識の高揚とまちづくりの担い手となる人材の育成及び地域のまちづくり活動を推進するため、地域と大学研究室とのマッチングや活動支援を行う。また、東北工業大学と共同で、学生を対象にまちづくりをテーマとした講座を開講する。</p> <p>【数値目標等】 マッチングした地域と大学の支援及び東北工業大学との共同講座を毎年度実施する。</p>	太白区 まちづくり推進課
⑦	<p>大学連携地域づくり事業（ユースチャレンジ事業）</p> <p>6大学、泉区まちづくり推進協議会および泉区で締結している「仙台市泉区における大学と地域との連携協力に関する協定書」に基づき、地域と大学が連携し、地域課題の解決や活力ある地域づくりを進める。</p> <p>①いずみ絆プロジェクト支援事業 地元6大学の学生等が行う地域課題解決や地域活性化事業、特色ある地域づくり活動に要する経費を助成する。</p> <p>②泉6大学まちづくりフェスティバルの開催 いずみ絆プロジェクトに取り組む団体等による活動発表などを行い、事業の成果を広く市民に周知する。</p> <p>③大学間の交流促進事業 地域づくり活動を行う学生団体同士の交流事業を実施することにより、団体間のネットワークを広げ、互いの活動を高めあう関係づくりを促進する。</p> <p>【数値目標等】 ①6大学がそれぞれ1事業以上実施する。 ②6大学の発表の場として毎年1回以上開催する。 ③団体間の交流促進事業における交流会を年3回以上開催する。</p>	泉区 ふるさと支援担当

No.	事業名・事業内容	担当課
⑧	<p>市民センターにおける若者の支援</p> <p>①若者社会参画型学習推進事業【再掲】 若者が地域づくり活動への参加やさまざまな人々との学び合いを通じて、身近な地域をより良くすることへの意識を高め、自発的・主体的に行動することを学ぶ事業を実施する。</p> <p>②子ども参画型社会創造支援事業【再掲】 小学校中学年の児童から中学校・高等学校の生徒まで、子どもたちがそれぞれに地域社会の構成員としての意識を育みながら成長していくことを目指し、子どもたち自身が主体的に参画し、子どもならではの役割と可能性を自由に発揮できる事業を実施する。</p> <p>③ジュニアリーダー育成支援 ジュニアリーダーの活動に必要な知識、技術の習得を目的とした各種研修会の開催や、さまざまな社会的な活動への参加支援など、中高生のボランティア団体であるジュニアリーダーへの育成・支援を行う。</p> <p>【数値目標等】 事業参加者に対する新規参加者の割合を2割以上、ジュニアリーダー育成支援に関しては、活動率を75%以上とする。</p>	教育局 生涯学習支援センター

3-(2) 町内会等の地縁団体その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進

<基本方針>

町内会をはじめとする地域団体の担い手の育成など、地域で活動する団体に対する支援の継続と拡大を図ります。

地域の魅力・活力を高める各種イベントの開催や伝統行事等の継承、地域の福祉や防災・防犯、環境美化など、安心して安全な住みよいまちづくりのための活動などを促進します。

No.	事業名・事業内容	担当課
①	<p>地域防災リーダー養成・支援事業</p> <p>地域における自助・共助の取り組みの推進を図るため、仙台市地域防災リーダー（SBL）の養成と活動支援を行うとともに、知名度向上のための広報活動を展開する。</p> <p>【数値目標等】 毎年度新規養成を行い、600人程度を維持していく。</p>	危機管理室 減災推進課
②	<p>町内会等住民自治組織・体力強化</p> <p>①町内会等住民自治組織育成事業 町内会等住民自治組織の活性化を図るため、財政的支援を行うとともに、町内会の運営に資する研修や町内会等役員永年勤続表彰式等を実施する。</p> <p>②コミュニティ体力強化事業 町内会加入や活動への参加を促進するため、加入率の低いマンション等居住者や、活動の担い手として期待される定年退職者をはじめ、幅広い市民を対象として町内会活動に関する啓発を行うとともに、町内会の担い手の発掘・育成と円滑な組織運営を支援するため、町内会役員等に対する講座などを開催する。</p>	市民局 地域政策課
③	<p>町内会相談窓口機能強化 新規</p> <p>地域コミュニティの中核を担う町内会を対象に、テーマ別に専門家等による相談会やフォローアップを実施するとともに、お問い合わせが多い質問をまとめたFAQを作成し、活動の支援を図る。</p>	市民局 地域政策課

No.	事業名・事業内容	担当課
④	<p>地域団体連携促進</p> <p>市民センターにおいて、地域づくりに係る団体間のネットワーク形成等を図る事業や取り組みを実施することにより、地域主体で地域課題を解決するための基盤形成を行う。</p>	<p>市民局 地域政策課 各区中央市民センター</p>
⑤	<p>地域安全対策事業</p> <p>①仙台市防犯団体に対する補助金交付事業 犯罪のない安全な地域づくりのため、地域の防犯活動を実施する防犯協会等の運営に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>②仙台市地域安全安心まちづくり事業 地域ぐるみの安全なまちづくりを促進し、もって市民が安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域において自主的な防犯活動を行う団体の活動に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>【数値目標等】 ②補助金の交付件数を、毎年度、新規、継続を含め 15 団体以上とする。</p>	<p>市民局 市民生活課</p>
⑥	<p>交通安全事業</p> <p>①地域等と取り組む交通安全運動の実施 各区・総合支所の担当部署において、町内会、交通安全協会、学校、交通指導隊、警察などと連携し、交通ルールと正しい交通マナーの実践に向けて地域での交通安全啓発活動を実施する。</p> <p>②仙台市交通安全指導団体への支援 地域における交通安全活動を実施するボランティア団体の運営および活動費の一部を支援する。 また、各区等において各地区等交通安全協会の活動に対し補助金を交付する。</p> <p>③PTAによる交通安全誘導活動への支援 市内小学校の通学路等における交通安全誘導活動および啓発活動に使用するブルゾンやベスト等の用品を提供する。</p>	<p>市民局 自転車交通安全課</p>
⑦	<p>小地域福祉ネットワーク活動推進事業</p> <p>地域における支えあい・助けあい活動を推進するため、地区社会福祉協議会を主体に、町内会や民生委員児童委員、ボランティア団体等の福祉団体の連携により実施される地域福祉活動の費用の一部を、(福)仙台市社会福祉協議会を通じて助成する。 また、担い手の育成やスキルアップのための研修会を開催する。</p> <p>【数値目標等】 地域福祉活動従事者への研修会を各区・支部事務所において年 1 回以上開催する。</p>	<p>健康福祉局 社会課</p>

No.	事業名・事業内容	担当課
⑧	<p>老人クラブ活動への支援</p> <p>助成金の交付や研修等を通して、老人クラブ活動等の一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するとともに、地域での支えあい活動の充実を図る。</p> <p>【数値目標等】 毎年度各区で研修を実施することにより、地域社会福祉活動を行う老人クラブ数の割合を令和7年度までに50%以上に増加させる。</p>	健康福祉局 高齢企画課
⑨	<p>地域での子育て支援団体に対する活動支援</p> <p>育児サークルや子育てサロン、託児ボランティアなどの地域における子育て支援活動の活性化を図るとともに、地域でのネットワーク活動を推進し、研修や交流会を開催するほか、子育て支援活動団体の登録による広報等の支援を行う。</p> <p>【数値目標等】 毎年度の登録団体数140団体程度を維持していく。</p>	子供未来局 総務課
⑩	<p>子どもの居場所づくり支援事業</p> <p>食事の提供や学習支援などを通じて、子どもが安心して過ごせる居場所を提供する「子ども食堂」の運営団体に対して、開設・運営費の助成を行うとともに、ネットワーク会議の開催により運営ノウハウの共有などの支援を行う。</p>	子供未来局 子供家庭支援課
⑪	<p>地域子育て支援クラブ等各種団体への支援事業</p> <p>児童福祉の推進と青少年の健全な育成を図るため、地域子育て支援クラブや青少年健全育成団体等へ助成金を交付する。</p>	子供未来局 子供相談支援センター

No.	事業名・事業内容	担当課
⑫	<p>多様な主体との連携によるごみ減量・リサイクル推進</p> <p>①地域でのごみ減量・リサイクル推進 町内会やクリーン仙台推進員、環境団体、学生、事業者等と行政との連携により、地域でのごみ減量・リサイクル推進に向けた課題を共有しながら、排出実態調査の実施やごみ分別講座、アレマキャンペーンなど、効果的な啓発活動や環境美化活動を推進する。</p> <p>②集団資源回収事業 資源物（紙類・布類・アルミ缶等）の有効利用を図るとともに地域コミュニティづくり等に資するため、地域で集団資源回収を実施する団体の活動を支援する。</p> <p>③クリーン仙台推進員制度 ごみの適正排出、減量・リサイクルの促進、生活環境の保全のため、地域で取り組むリーダーを育成するとともに、その活動を支援する。</p> <p>④ ごみ集積所維持管理の支援 地域住民によるごみ集積所の清潔保持や環境美化の取り組みを支援するため、集積所の維持管理に関する助言や、啓発ポスターおよび飛散防止用ネットの配布を行う。 また、町内会等の申請に基づき、市が集積所の管理状況等を診断し、排出状況等が優秀な場合に、「五つ星集積所」として顕彰し、適正排出・適正管理を促進する。</p> <p>【数値目標等】 ③令和7年度までに、クリーン仙台推進員を推薦する町内会の割合を60%以上、排出実態調査を実施するクリーン仙台推進員の割合を40%以上を目指す。</p>	環境局 家庭ごみ減量課
⑬	<p>農あるふるさとづくり支援事業</p> <p>農業を基軸とした地域における特性と資源等を活かした住民主体の地域づくり活動の推進を図るため、地域団体が自主的に取り組む事業に対して助成金を交付する。</p> <p>【数値目標等】 毎年度の交付件数を3件程度とする。</p>	経済局 農政企画課

No.	事業名・事業内容	担当課
⑭	<p>スポーツ推進に係る支援事業</p> <p>①仙台市スポーツ推進委員協議会 仙台市スポーツ推進委員により、本市が行う体育・スポーツ振興事業への参画および推進や地域スポーツ振興のための啓発や調査・研究、地域団体との連絡調整、地域住民へのスポーツ等の技術指導を行う。</p> <p>②仙台市学区民体育振興会連合会育成補助 地域住民すべてがスポーツ・レクリエーションに親しみながら健康増進を図り、その活動を通して地域づくりを進めている仙台市学区民体育振興会連合会に助成する。</p> <p>③仙台市スポーツ協会育成補助 種目別競技団体により市民の体育を振興し、健全なスポーツ精神を養成している仙台市スポーツ協会に助成する。</p>	文化観光局 スポーツ振興課
⑮	<p>みんなで育てる地域交通乗り乗り事業</p> <p>日常生活に必要な移動手段が課題となっている地域において、乗合タクシーの運行など地域の足の確保に向けた地域団体の主体的な取り組みに対し、運行計画検討における助言や技術的な支援を行う交通の専門家の派遣、運行に係る経費の一部補助、高齢者等割引運賃への補助を行う。</p>	都市整備局 公共交通推進課
⑯	<p>各種緑化支援事業</p> <p>①花壇づくり助成事業 地域の公有地（学校除く）に 10 m²以上の花壇をつくる町内会や老人クラブ、子ども会など地域の団体を対象に、材料や管理に係る費用の一部を支援する。</p> <p>②花いっぱいまちづくり助成事業 道路や広場等公共の空き地や道路に面するショーウィンドウ等にプランターや花壇を設置し管理する商店街に対し、材料や管理に係る費用の一部を支援する。</p> <p>③緑化木植栽助成事業 緑豊かな街並み形成を目的に、樹木を植栽しようとする町内会や老人クラブ、市民活動団体などを対象に、植栽に要する資材の費用の一部を支援する。</p>	建設局 百年の杜推進課

No.	事業名・事業内容	担当課
⑰	<p>市民参加によるみどりのまちづくり事業</p> <p>①緑の活動団体 緑豊かな杜の都づくりを行うため、本市内における緑の保全・創出・普及に係る活動を自主的に行う団体を「緑の活動団体」として認定し、交流会の開催や緑の活動体験事業の共催などを通して支援する。</p> <p>②公園愛護協力会 公園の除草清掃、花壇の管理、遊具等の点検などを自主的に行う団体である公園愛護協力会への活動支援として刈払機の貸出、報償金の支給や、功労者としての表彰・推薦等を行う。</p> <p>【数値目標等】</p> <p>①団体相互の情報交換や共有を図るため、交流会を開催するとともに、緑の活動の更なる普及・啓発に取り組むため、体験事業を年3回以上実施する。</p> <p>②新規結成を毎年度10団体以上とする。</p>	<p>建設局 百年の杜推進課</p> <p>建設局 公園課</p>
⑱	<p>区民協働まちづくり事業</p> <p>各区において、区民との協働により、区民まつりなど地域の活性化や課題解決などにつながるさまざまな事業を企画・実施するとともに、市民団体が行うまちづくり活動に対して助成を行う。</p> <p>～各区の主な企画事業～</p> <p>(青葉区)・仙台の昔を伝える紙芝居作り・上演事業 ・大倉ダム魅力発信事業</p> <p>(宮城野区)・宮城野盆踊り普及事業 ・すずむしの里づくり事業</p> <p>(若林区)・若林わくドキまち歩き ・合唱のつどい</p> <p>(太白区)・ディスカバーたいはく ・秋保ミュージアム環境整備支援事業</p> <p>(泉区)・泉ヶ岳悠・遊フェスティバル ・七北田川クリーン運動</p>	<p>各区 まちづくり推進課 ふるさと支援担当 宮城総合支所 まちづくり推進課 ふるさと支援担当 秋保総合支所 総務課 ふるさと支援担当</p>

No.	事業名・事業内容	担当課
①9	<p>地域づくりパートナーシップ推進</p> <p>地域によって異なる課題にきめ細かく対応するため、地域団体やNPO、事業者等の多様な主体が持つ力を、地域の課題解決や賑わいづくりなどに活かす仕組みづくりを行う。</p> <p>(青葉区)・学生の参加による地域づくり推進 ・マンションコミュニティ強化</p> <p>(宮城総合支所)・宮城地区西部活性化 ・先端技術を活用した宮城地区の地域課題解決</p> <p>(宮城野区)・みやぎの地域づくり支援 ・海浜エリア活性化</p> <p>(若林区)・若林まちみがき推進 ・海浜エリア活性化</p> <p>(太白区)・生出地区活性化支援</p> <p>(秋保総合支所)・秋保体験観光創出支援 ・秋保地区交流人口拡大事業</p> <p>(泉区)・泉区西部活性化 ・泉中央地区活性化</p>	<p>各区 まちづくり推進課 ふるさと支援担当 宮城総合支所 まちづくり推進課 ふるさと支援担当 秋保総合支所 総務課 ふるさと支援担当 市民局 地域政策課</p>
②0	<p>婦人防火クラブ活動支援事業</p> <p>婦人防火クラブ員に対して、火災予防に関する知識や災害への備えを学ぶ研修を実施するなど、意識高揚に向けた取り組みと活動しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>【数値目標等】 婦人防火クラブ訓練・研修などの参加人数を毎年度9,000人以上とする。</p>	<p>消防局 予防課</p>

No.	事業名・事業内容	担当課
⑳	<p>学校・地域・家庭の協働による学びの環境づくり推進</p> <p>①コミュニティ・スクール推進事業 学校と家庭、地域が力を合わせて学校の運営に取り組み、子どもたちを取り囲むように豊かな学びの環境を構築するため、学校支援地域本部と連携しながら、コミュニティ・スクールの導入を推進し、令和5年4月までにすべての市立学校・園での導入を目指す。 コミュニティ・スクールの理解促進と周知を図るため、市立学校・園に対する研修会を開催するとともに、学校・保護者・地域の要請に基づき説明会を開催する。また、学校に対する説明や、広く市民に周知や広報を行うため、リーフレットなどを作成する。</p> <p>②学校支援地域本部事業 市民が学校を支援する活動を通して、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育成する体制を構築することにより、子どもたちに豊かな体験活動の機会を提供する。</p> <p>③地域学校協働活動推進事業 統括的な地域学校協働活動推進員を5名程度委嘱し、地域学校協働活動の方向性の検討や、学校と地域向けの研修を実施するとともに、学校教育や社会教育における各研修を周知し参加を促すことにより、地域学校協働活動への理解を推進する。 また、コミュニティ・スクールの実施校区から仙台版地域学校協働活動パイロット地区を選定し、地域学校協働活動推進員がコミュニティ・スクール運営協議会に参加する仕組みづくりを行う。</p> <p>【数値目標等】 ①令和5年度までに、コミュニティ・スクールを導入し、年3回以上学校運営協議会を開催した学校を190校とする。 ②令和5年度までに学校支援ボランティアの延べ人数を120,000人とする。 ③令和5年度までに、統括的な地域学校協働活動推進員を5人配置する。また、地域学校協働活動に係る研修への参加人数を150人とする。</p>	<p>教育局 学びの連携推進室</p> <p>教育局 学びの連携推進室</p> <p>教育局 生涯学習課</p>
㉑	<p>P T A 活動振興事業</p> <p>学校・家庭・地域社会が連携し、心豊かにたくましく生きる子どもの育成に取り組むことを目的として、P T A活動を支援する。</p> <p>【数値目標等】 仙台市P T A協議会との共催事業を毎年度3件以上実施する。</p>	<p>教育局 生涯学習課</p>

3-(3) 地域社会の一員である事業者による社会貢献活動の促進

<基本方針>

社員のボランティア活動の推奨や、事業者の社会貢献活動の促進のために、活動事例の紹介や地域団体、市民活動団体などに関する情報提供など環境整備を進めます。また、事業者の社会貢献活動の多様化を図るため、他の主体との意見交換の場の創出を図ります。

No.	事業名・事業内容	担当課
①	<p>市民活動サポートセンターにおける事業者の社会貢献活動の促進</p> <p>市民活動サポートセンターにおいて、事業者の社会貢献活動事例の情報発信支援や、事業者への市民活動団体等に関する情報提供、他の主体との意見交換の場の創出などを行い、地域を支える事業者による社会貢献活動を促進する。</p> <p>【数値目標等】 事業者の社会貢献活動事例や協働事例について、市民活動サポートセンターのブログなどで年間5件以上紹介する。 事業者が他の主体と意見交換できる事業を毎年度実施する。</p>	<p>市民局 市民協働推進課</p>
②	<p>地元企業等の環境活動の促進</p> <p>①せんだいE-Action推進事業 市民・事業者等の協働により、省エネ・創エネ・蓄エネの3Eの普及啓発を行い、環境配慮行動の輪を広げ、脱炭素都市づくりにつなげる。</p> <p>②環境配慮事業者認定制度 環境に配慮しごみの減量やリサイクルの推進等に積極的に取り組んでいる事業者を「エコにこマイスター」として認定し、環境保全に関する取り組みを推進する。また、認定事業者の優れた環境配慮の取り組みを市民や事業者に情報発信する。</p> <p>③アメニティ・せんだい推進協議会 市民活動団体、事業者、行政で構成する「アメニティ・せんだい推進協議会」を設置し、エコフェスタの開催や講師派遣等を行い、ごみ減量・リサイクルや環境美化について広く市民に周知する。</p> <p>④仙台まち美化サポートプログラム 市民グループ、企業、学校等が道路や公園等の清掃活動を継続して行い、ごみの散乱のない快適なまちづくりを進める。</p> <p>【数値目標等】 ②環境配慮事業者認定制度の認定事業者数を増やし、令和7年度までに認定事業所・店舗等を500以上とする。 ④まち美化サポートプログラム登録団体数を300団体以上とする。</p>	<p>環境局 環境共生課</p> <p>環境局 廃棄物企画課</p> <p>環境局 家庭ごみ減量課</p>

No.	事業名・事業内容	担当課
③	<p>地元企業の地域活性化活動等の促進</p> <p>社会的課題解決や魅力的な職場環境づくりに取り組む市内中小企業を表彰・紹介し、その取り組みを後押しするとともに、優れた事例を幅広く発信することにより、地域経済の活性化と、若者の地元定着等を促進する『仙台「四方よし」企業大賞制度』を実施する。</p>	<p>経済局 経済企画課</p>
	<p>【数値目標等】</p> <p>仙台「四方よし」企業大賞制度における宣言企業の新規申込件数を、毎年度5社以上確保する。</p>	
④	<p>協力事業所表示制度</p> <p>①消防団協力事業所表示制度 従業員が2人以上消防団員であるなど、消防団活動に協力していると認められる事業所を協力事業所として認定し、企業の社会貢献を広く周知するとともに、により消防団員が活動しやすい環境を促進する。</p> <p>②応急手当協力事業所表示制度（杜の都ハートエイド） 自動体外式除細動器（AED）を設置し、かつ応急手当に関する講習を修了した従業員等が勤務している事業所を協力事業所として登録し、事業所近隣で発生した心肺停止傷病者の対応を行ってもらうなど、企業の社会貢献により応急手当を推進する。</p>	<p>消防局 総務課</p> <p>消防局 救急課</p>
	<p>【数値目標等】</p> <p>①毎年度、新規の認定事業所を5事業所程度増加させる。 ②毎年度50事業所程度増加させる。 登録事業所へのAED等の維持管理状況の定期的な確認及び救命講習受講を促し、応急手当能力の向上を図る。</p>	

3-(4) 多様な主体の交流の促進

<基本方針>

多様な主体間のネットワークを広げる取り組みや、異なる世代が交流できる地域イベントや気軽な交流の場の充実など、顔の見える関係づくりを支援します。

また、市民活動サポートセンター等において協働を推進する機能の充実を図るとともに、多様な主体が集まり、それぞれの地域における情報や課題、地域の将来像を共有できる機会づくりを促進します。

No.	事業名・事業内容	担当課
①	<p>せんだい 3.11 メモリアル交流館における協力事業</p> <p>地域団体、教育機関等による震災メモリアルや地域の魅力発信にかかる展示や催しに対し、せんだい 3.11 メモリアル交流館として場の提供や情報発信などによる協力を通して、多様な主体の交流の促進を図る。</p> <p>【数値目標等】 せんだい 3.11 メモリアル交流館の協力事業として、地域団体等による催し等を各年度 30 件以上開催する。</p>	まちづくり政策局 防災環境都市・震災復興室
②	<p>防災フォーラム等の実施</p> <p>「仙台防災枠組」の採択都市としての役割を踏まえ、市民参加型の防災フォーラムの継続的な開催などを通じて、ステークホルダーの育成に努める。</p> <p>【数値目標等】 来場者数を令和 5 年度に 2,000 人とする。</p>	まちづくり政策局 防災環境都市・震災復興室
③	<p>学都推進事業</p> <p>地域や市民に大学などの高等教育機関の知的資源を還元する学都を目指すため、大学、市民、企業、行政など幅広い領域での連携の推進や学都の魅力の発信を図るとともに、学都仙台コンソーシアムに運営補助金を交付することで活動を支援する。</p> <p>【数値目標等】 各年度において、サテライトキャンパス公開講座の定員合計の 6 割の受講者数を確保する。</p>	まちづくり政策局 プロジェクト推進課
④	<p>市民活動サポートセンターにおける多様な主体の交流促進</p> <p>市民活動サポートセンターにおいて、NPO や事業者、教育機関など多様な主体が意見を交わし交流することで相互理解を深める機会を、オンラインなども活用しながら創出する。</p> <p>【数値目標等】 年間の延べ参加者数を 100 人以上とする。</p>	市民局 市民協働推進課

No.	事業名・事業内容	担当課
⑤	<p>文化活動団体への支援による交流促進</p> <p>新たな文化交流・創造・発信の促進を図るため、(公財)仙台市市民文化事業団を通して市民の自主的な文化活動に対し以下の支援を行う。</p> <p>①市内の文化団体等が実施する文化芸術の振興及び郷土の歴史継承を目的とする事業などに対し、経費の一部を助成する。</p> <p>②イベント等の制作面での協力を行う。</p> <p>③季刊誌「まちりよく」に情報を掲載し広報支援を行う。</p> <hr/> <p>【数値目標等】</p> <p>①文化活動団体に対し、毎年度 130 件程度助成を行う。</p> <p>②毎年度 50 件程度、文化活動団体との協力事業を実施する。</p>	文化観光局 文化振興課
⑥	<p>広瀬川創生・清流保全事業</p> <p>広瀬川での市民活動団体のイベント情報などを集約し発信するとともに、活動団体同士の連携を促進する。また、事業負担金の交付や広瀬川魅力創生サポーターの認定を行う。</p> <hr/> <p>【数値目標等】</p> <p>広瀬川魅力創生サポーター制度における「ゴールドサポーター」の認定数を令和 5 年度までに 3 件とする。</p>	建設局 河川課
⑦	<p>学びのコミュニティづくり推進事業</p> <p>子どもの健やかな育ちを支援するため、地域の児童、保護者、住民などを対象とし、子どもと大人の交流や自然体験などをさまざまな地域団体への委託等により実施する。</p> <hr/> <p>【数値目標等】</p> <p>委託団体を毎年度 7 団体以上とする。</p>	教育局 生涯学習支援センター

3-(5) 多様な主体の活動等に関する情報の収集および発信の促進

<基本方針>

多様な主体の活動拠点において、活動や団体等の情報を収集するとともに、相談・助言等の機能を強化することで、市民活動の促進及び協働の推進を図ります。また、市民が安心して積極的に活動に取り組めるよう、活動事例や活動の評価などの情報を広く発信する機会を充実させることで、市民活動や協働への理解と関心を高められるよう取り組みます。

No.	事業名・事業内容	担当課
①	<p>「BOSA I 未来プロジェクト」プロモーション事業</p> <p>宮城教育大学や教育委員会、地域団体、NPO等、多様なステークホルダーの協力を得ながら、東日本大震災の経験や教訓のほか、復旧・復興に係る様々な活動の歩みを振り返るウェブサイトの立ち上げや、次世代の防災や伝承の担い手となる児童生徒向け事業等を通じたプロモーションを展開する。</p>	まちづくり政策局 防災環境都市・震災復興室
②	<p>まちづくり活動事例集等の作成</p> <p>本市の地域課題解決の取り組みを事例集等にまとめ、そのノウハウなど地域づくりに関する情報を他地域にも広く展開する。</p>	市民局 地域政策課
③	<p>各種広報ツールによる情報発信</p> <p>仙台市協働ナビゲーションサイト「できるよ！仙台」や協働の手引き・事例集等の活用により、積極的な情報発信を図る。</p> <p>また、仙台市公式ホームページや内閣府ポータルサイトの活用によるNPO法人の情報公開を行う。</p> <hr/> <p>【数値目標等】</p> <p>仙台市協働ナビゲーションサイトのアクセス件数を毎年度10,000件以上とする。</p>	市民局 市民協働推進課
④	<p>市民活動サポートセンターにおける情報の収集・発信に関する支援</p> <p>市民活動サポートセンターにおいて、市民活動や協働に関する情報収集・提供を行い、多岐にわたる市民活動がさらに活発になるよう支援を行う。</p> <p>また、NPOのほか、事業者や教育機関など多様な主体が相互理解を深め、協働の取り組みにつなげられるよう、情報発信支援を行う。</p> <hr/> <p>【数値目標等】</p> <p>市民活動サポートセンターのブログの訪問者数を毎年度40,000件以上、投稿数を毎年度250件以上とする。</p>	市民局 市民協働推進課

No.	事業内容	担当課
⑤	<p>ボランティアセンターにおける各種支援等【再掲】</p> <p>市民を対象に、ボランティアの基礎的な知識や心構え、援助技術の習得などを目的として、テーマ別のボランティア講座や研修を開催する。また、ボランティアに関する各種の情報提供を行いながら、ボランティアに関する相談および調整を行うとともに、団体を支援し活動者への機運醸成を図る。</p> <hr/> <p>【数値目標等】</p> <p>ボランティアセンターへの登録団体数を、令和7年度までに既存登録団体数754団体（令和2年12月1日時点）の20%増とする。</p>	健康福祉局 社会課

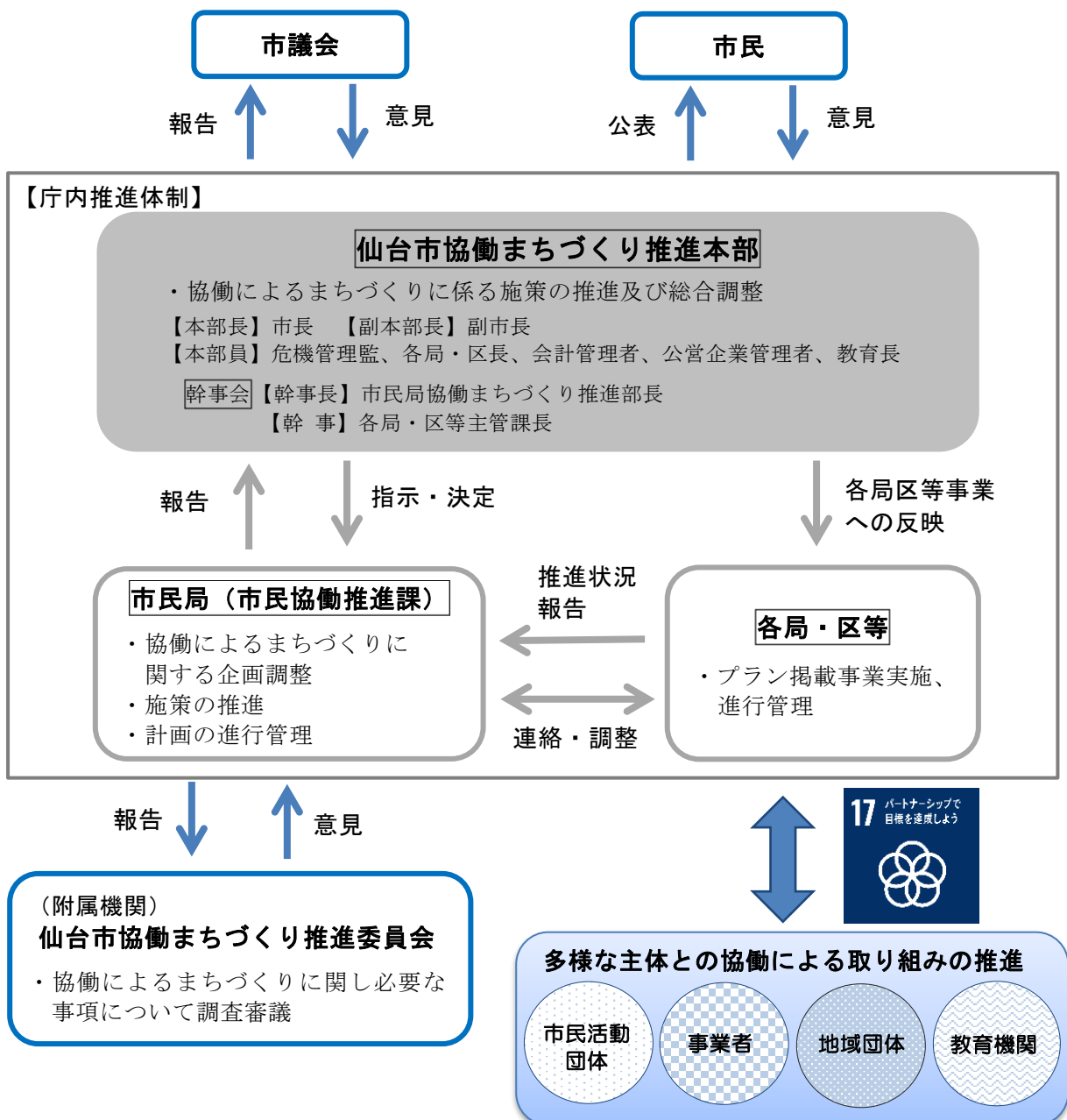
第4章 計画の推進体制及び進行管理

1 本市の推進体制

協働によるまちづくりを着実に推進するために、市長を本部長とした「仙台市協働まちづくり推進本部」(以下「本部」という。)を中心に、庁内の連携を図り、総合調整を行いながら施策を展開します。

2 本計画の進行管理

本計画に掲載している事業については、毎年度、担当部局による進捗状況の点検を行い、市民協働事業の実績とあわせて本部で総括し、市議会や市の附属機関「仙台市協働まちづくり推進委員会」への報告を行うとともに、ホームページ等で市民に公表することにより、施策の効果的な推進を図っていきます。



仙台市協働まちづくり推進プラン2021

令和3年●月

仙台市市民局協働まちづくり推進部市民協働推進課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

TEL 022-214-1089 FAX 022-211-5986

E-mai sim004100@city.sendai.jp

仙台市協働ナビ <https://www.kyodonabi-sendai.jp>